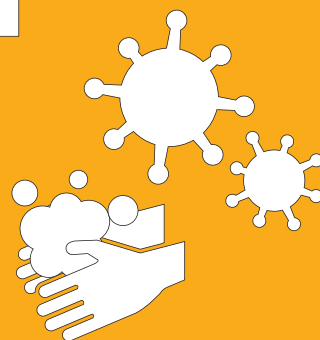
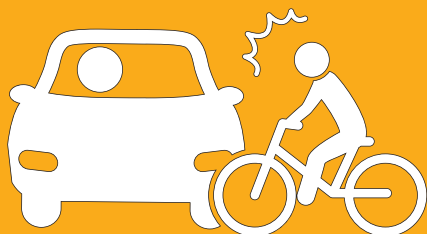
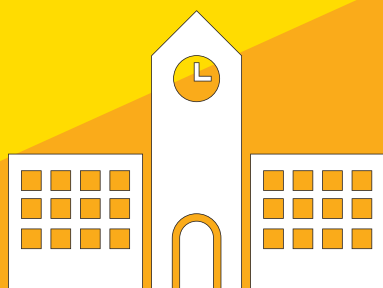
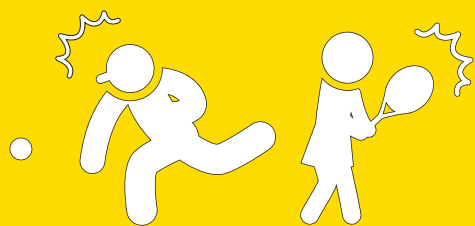


学校の 危機管理マニュアル

作成のためのガイドブック



令和3(2021)年3月

栃木県教育委員会

目次

	頁
第1章 学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブックについて	
1 作成目的と位置づけ	1
(1) 作成の目的	1
(2) ガイドブックの位置づけ	1
① 作成の手引との関係	
② 他のマニュアルとの関係	
2 危機管理マニュアルの作成・見直しに当たっての留意点	3
3 ガイドブックの構成	3
第2章 危険箇所の抽出と見える化による共有	
1 危険箇所の抽出と情報の共有	4
2 危険箇所の見える化による共有	4
(1) ヒヤリハット事例集	4
(2) 校内安全マップの作成	4
第3章 個別の危機管理	
1 危機等発生時の体制	6
(1) 組織体制	6
(2) 連絡体制	8
(3) 緊急通報	8
(4) AEDの積極的な使用	9
2 危機の例示と対応手順	12
(1) 危機の例示	12
(2) 対応手順	13
3 個別の危機への対応	15
(1) 生活安全（防犯）	15
① 校内への不審者侵入	
② 学校周辺での不審者出没	
(2) 生活安全（学校管理下の事故）	21
① 授業中・部活動中の事故	
② 校外活動中の事故	

(3) 生活安全 (学校管理下の事故 (学校保健・学校給食))	27
① 熱中症	
② 感染症 (新型コロナウイルス感染症以外)	
③ 感染症 (新型コロナウイルス感染症)	
④ 光化学スモッグ	
⑤ 食物アレルギー	
⑥ 学校給食における食中毒	
⑦ 学校給食等における異物混入	
(4) 交通安全 (交通事故)	49
① 登下校中の交通事故 (被害)	
② 公共交通機関利用中の事故	
(5) 災害安全 (自然災害)	55
① 台風	
② 大雨による災害 (土砂災害・浸水害・洪水害)	
③ 大雪	
④ 雷	
⑤ 突風 (強風・竜巻・ダウンバースト等)	
⑥ 地震	
⑦ 火山噴火	
(6) 新たな危機事象	79
① 弾道ミサイルの発射	
② 学校に対する犯罪予告	
③ 野生動物の出没	
4 個別の危機への対応 (特別支援学校)	87
(1) 生活安全 (学校管理下の事故)	87
① 健康被害につながる事故 (誤飲等)	
(2) 交通安全 (交通事故)	87
① スクールバス搭乗中の事故	

第1章 学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブックについて

1 作成目的と位置づけ

(1) 作成の目的

児童生徒の身体・生命の安全を守るためには、学校管理下での日頃からの安全管理や危機管理が大切です。事故や災害等（以下「危機等」という。）の発生を予防し、危害が児童生徒に及ぶことを回避することが最善であることは言うまでもありませんが、こうした危機等が発生した際であっても、児童生徒の身体・生命の安全を守るため、また、児童生徒が身体的な被害にあった場合でも最小限に食い止めるとともに、二次被害や再発を予防するため、教職員が事態を正確に把握し、的確に判断し、円滑に対応することが非常に重要となってきます。

こうしたことから、学校保健安全法第29条においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。））を各学校が作成するものと定め、文部科学省においては、危機管理マニュアルを作成する際の様々な危機等や場面に応じた対応のあり方、留意点等の基本的な内容を示した『学校の危機管理マニュアル作成の手引』（以下「作成の手引」という。）を平成30年2月にとりまとめました。

この作成の手引では、危機管理の考え方や様々な安全上の課題に共通する基本的な対応のほか、主だった危機等への基本的な対応手順などが示されていますが、学校が危機管理マニュアルを作成する上では、学校の実情や特性、地域性も踏まえながら、作成の手引に掲載されている個別の危機以外の危機も想定し、作成しておくことが重要です。

このため、県教育委員会では、各学校が多岐に渡る危機等に対し、迅速かつきめ細かく対応しうる危機管理マニュアルを作成する際の一助となるよう、本県の実情も踏まえながら想定される危機等の事例を充実させるとともに対応手順等に重点を置いて、『学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック』（以下「ガイドブック」という。）として、まとめました。

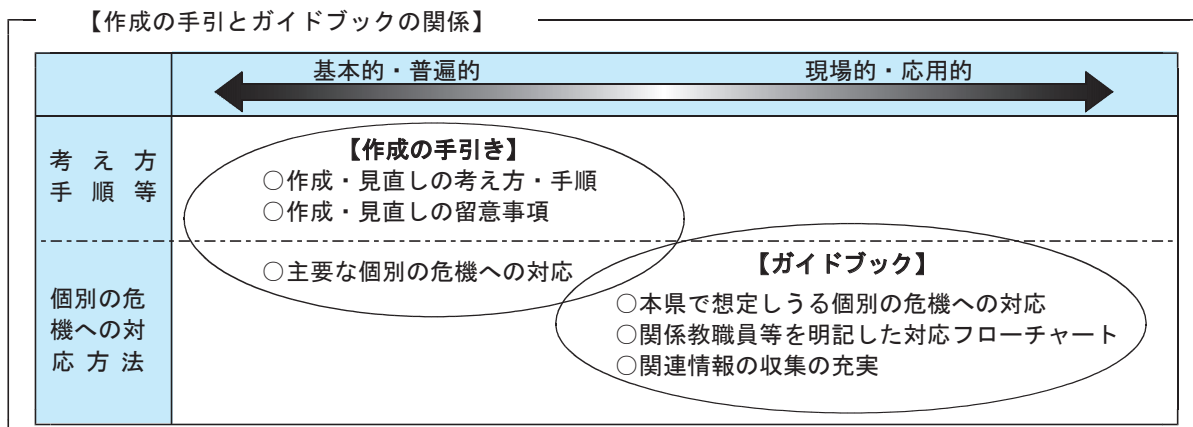
(2) ガイドブックの位置づけ

①作成の手引との関係

ガイドブックは作成の手引を補完するとともに、学校が危機管理マニュアルを作成する際に想定しうる危機等の例及び対応手順を充実させたものです。

危機管理マニュアルの作成・見直しに当たっての基本的な考え方や危機管理における基本的事項については、作成の手引や『学校事故対応に関する指針』（平成28年3月文部科学省）等を十分に理解しておくことが大切です。

その上で、学校・地域の特性や実情を考慮するとともに、ガイドブックを参考にしながら、危機管理マニュアルに掲げておくべき危機等の対応手順について整理し、作成してください。



②他のマニュアルとの関係

県教育委員会では、学校や教職員が、学校教育活動の内容に応じて、適切に児童生徒の指導や安全確保等に対処していくことができるよう様々なマニュアルを作成しており、危機管理に関するものだけでも複数あります。

学校管理下における危機等に適切に対応していくためにも、他のマニュアルとガイドブックの対応する領域や求めている趣旨、活用方法の違い等を十分に理解した上で活用することがとても重要です。

具体的には、次の点に留意してガイドブックを活用してください。

- ガイドブックは、学校教育活動をはじめ、登下校等時の交通事故、不審者侵入等の犯罪、爆破予告等のほか、感染症の流行、給食事故等の健康被害発生時などを主な想定される危機として整理しています。
 - ※ 児童生徒の暴力行為やいじめ等の問題行動、不登校、自殺などの危機への対応については、『児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料』で整理することとしています。
- 特定の危機（分野／例：災害、感染症、給食等）については、当該分野に特化した考え方や対応方法等を専門的な見地からまとめたマニュアルがありますが、危機等への対応手順を示したものは多くないことから、危機管理マニュアルを作成する上での対応手順の作成の参考としてガイドブックを参照してください。

＜ 想定される危機等と参照すべきマニュアル ＞

危機等の分類	想定される危機等の例示	参照すべきマニュアル		
		危機等に特化した考え方・対応方法・関連情報	危機等への対応手順	
生活	犯罪への巻き込まれ	不審者侵入、殺傷、連れ去り	ガイドブック	
	学校教育活動中の事故等	授業、校外活動中		
		修学旅行等の学校行事中		
		大会・イベント等への参加時		
		学校施設利用時		
	健康被害	インフルエンザ等の集団感染		学校と学校医のための栃木県学校保健マニュアル
		給食等による集団食中毒・異物混入		学校給食衛生管理基準の解説
アナフィラキシーショック（重篤なアレルギー症状）		栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル		
交通	交通事故	登下校、校外活動・部活動の移動等時		学校における防災関係指導資料
災害	自然災害	地震、台風、水害		
新たな危機事象	爆破予告、弾道ミサイル等の発射			
生活	児童生徒の問題行動	暴力行為、いじめ、万引き、暴走行為等	児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料	
	生徒による犯罪被害	恐喝被害、わいせつ行為被害等		
	その他	不登校、学級崩壊、自殺等		

2 危機管理マニュアルの作成・見直しに当たっての留意点

作成の手引では、6つの作成・見直しに当たってのポイントを掲げています（作成の手引 P.3）が、これらに加え、次の点に留意し作成・見直しに当たってください。

なお、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟の確定判決により、事前防災の重要性とこれらに関する教育委員会や学校の責務が明示されたほか、当該判決を受け、文部科学省からは、学校安全計画や危機管理マニュアル等の見直しを含む学校防災体制等の点検を行うよう通知が発出されています（※）。こうしたことも十分踏まえながら、作成・見直しを行ってください。

※「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）」（令和元年12月5日付元教参学第31号 文部科学省／令和元（2019）年12月11日付学安第788号）

- (1) 危機管理マニュアルについては、職員会議等を活用して意見交換を行うなど、全ての職員が関わり作成すること。
- (2) ガイドブックの掲載例にとらわれず、学校の実情や特性等を踏まえ危機等を想定し対応手順を記載すること。
- (3) 危機等の対応手順には、それぞれの役割を担う教職員の職位、氏名を必ず記載すること。
このため、施設・設備の更新、通学路の変更など、学校環境の変化等に対応した見直しは当然必須となるばかりでなく、人事異動に伴う見直しも行う必要が出てくることから、毎年度1回は見直しを行うこと。
- (4) 作成した危機管理マニュアルが危機等発生時に確実に活用され、教職員が速やかに行動できるよう、危機管理マニュアルの中核となる「危機管理体制（連絡網）」と個別の危機ごとの対応手順については、フィルムでコーティングしリングで綴じるなどして、職員室や事務室、教科準備室等の人目につきやすい場所に掲げておくなど、工夫しておくこと。

3 ガイドブックの構成

第1章 学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブックについて

○作成の目的 ○位置づけ ○作成・見直しに当たっての留意点

第2章 危険箇所の抽出と見える化による共有

○ヒヤリハット事例集 ○校内安全マップの作成

第3章 個別の危機管理

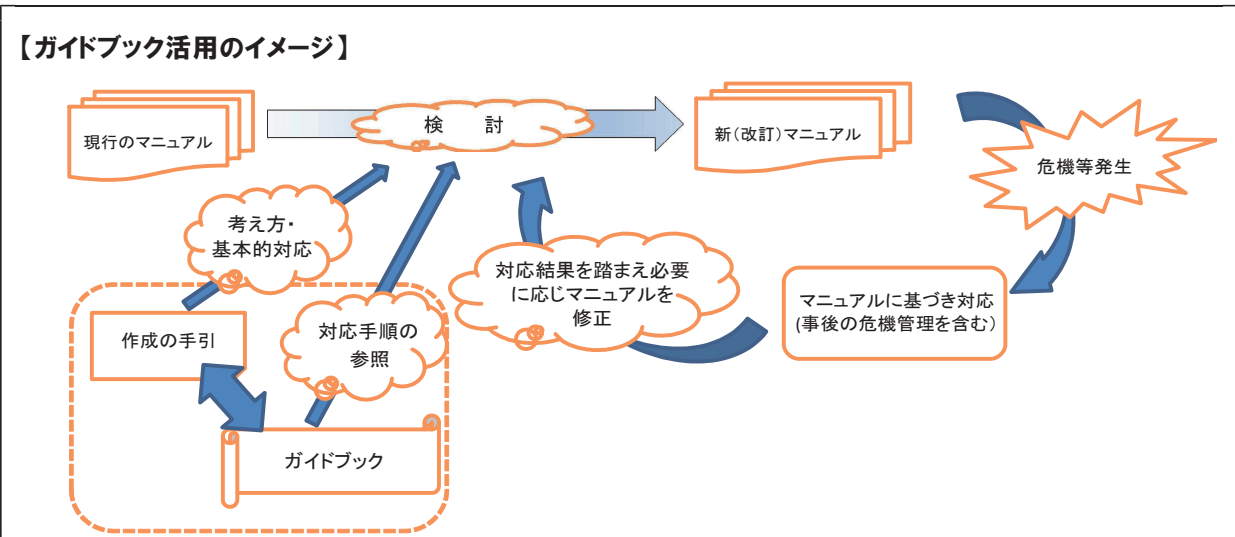
○想定される危機等への対応例

◇生活安全（防犯）（2例） ◇生活安全（学校管理下の事故）（9例）

◇交通安全（2例） ◇災害安全（7例） ◇新たな危機事象（3例）

○特別支援学校における危機等への対応

◇生活安全（1例） ◇交通安全（1例）



第2章 危険箇所の抽出と見える化による共有

1 危険箇所の抽出と情報の共有

作成の手引では、事前の危機管理のポイントとして「点検」「避難訓練」「教職員研修」「安全教育」を挙げ、事故等の予防を含む事前の危機管理体制を整えることとしています。いずれのポイントも重要ですが、ガイドブックでは、これらの項目の中でも「点検」、特に危険箇所の抽出と情報の共有に焦点を絞り具体的な対処法を例示することとします。

事故を防止するためには、児童生徒が事故に遭遇したり怪我をしたり、あるいはヒヤリハットに遭遇しやすい場所や時期・時間帯等の条件を押さえ、環境整備や安全教育等の対処を重点的に行うことが大切です。

そのため、学校においては、こうした事故やヒヤリハット事例の発生に関して教職員間で共有することはもちろんのこと、発生した場所その他条件についても情報を共有しておくことが、とても重要です。また、情報の共有については、発生直後だけでなく、教職員の人事異動等があった場合でも、どのような事故やヒヤリハット事例が、どのような場所・諸条件の下発生したかを共有できるようにしておく工夫が必要です。

2 危険箇所の見える化による共有

事故やヒヤリハット事例に関する情報を教職員間で共有することは、事故やヒヤリハット事例を未然に防いだり再発を防止したりする上で大切ですが、より効果のある方法で共有化を図ることが重要です。

(1) ヒヤリハット事例集

県教育委員会では、従来の事故等が発生した場合の報告（県立学校職員服務規程第33条）に加え、平成30年度からヒヤリハット事例についても、年に1度、学校管理下で起きたヒヤリハット事例について県教育委員会への報告を学校に求めることとしました。これを受け、学校においては、日頃から、発生したヒヤリハット事例を取りまとめることとなっており、こうした事例集を全教職員で共有することが大切です。

(2) 校内安全マップの作成

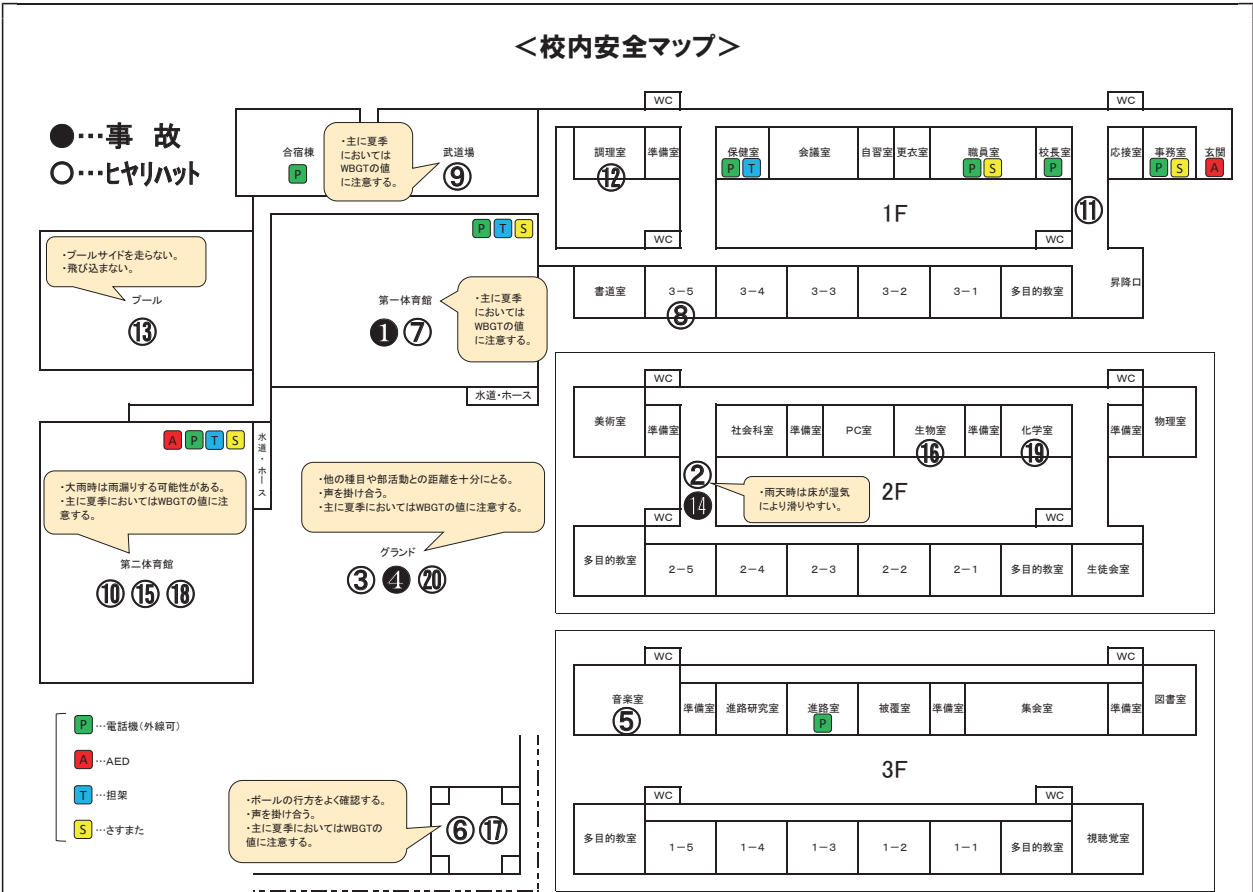
事故やヒヤリハット事例を一覧等にし、発生場所や時期、発生条件等を分かりやすくまとめ、教職員間で共有することは、注意喚起はもちろんのこと、過去に発生した事例を基にして再発防止に向けた具体的な対策等を講じる上でも有効な方策ですが、これらを日常的に見えるようにする（見える化）ことで、効果は一層高まります。

具体策としては、校内の見取図、校外の学校周辺地図等を用いて、事故やヒヤリハット事例が発生した場所にマーキングするなど、事故等が発生した場所や集中して発生している場所などが一目で分かる校内安全マップを作成することが有効です。

校内安全マップの作成に当たっては、発生場所や日時、負傷した児童生徒の学年、その他発生条件等が分かるものを一覧にし、番号を振るなどして対比できるようマーキングするほか、事案が事故なのかヒヤリハット事例なのかを一瞥して分かるように色分けするなど、できるだけ視覚に訴えるような工夫を凝らしてください。

また、これらのマーキングに加え、危険箇所での具体的な注意すべき行動、安全確保や救急に役立つ設備・用具等の位置などについても記載しておくことや、児童生徒とともに作成することも有効と考えられます。このマップは、教職員間だけでなく、必要に応じ、職員室以外の場所に掲示し、児童生徒に対して情報を与え、注意喚起するとともに、日頃から安全について自ら考える環境を整えるようにしてください。

【作成例】校内安全マップ



※見取図中の●○の数字は、下の一覧の番号と対応します。

校内の事故・ヒヤリハット事例発生一覧

No.	区分	発生日時					発生状況			学年	性別	人数	事例の概要	
		年	月	日	曜	時間	場合	場所	教科や競技等					
1	事故	H	30	11	12	月	PM	授業中	第一体育館	保健体育	2年生	女子	1名	器械運動で跳び箱を実施中、開脚跳びを行った生徒がバランスを崩し、前のめりに上半身から突っ込み、手首を骨折した。
2	ヒヤリハット	R	1	5	15	水	PM	昼休み中	2階の渡り廊下		3年生	男子	2名	生徒2名が階段で悪ふざけをしていたところ、2名とも足を滑らせ転倒した。雨で床が湿っていたため、大けがをする危険もあった。
3	ヒヤリハット	R	1	6	□	▽	AM	…	…	…	…	…	…	…
19	ヒヤリハット	R	2	7	△	○	AM	…	…	…	…	…	…	…
20	ヒヤリハット	R	2	6	□	▽	AM	…	…	…	…	…	…	…

第3章 個別の危機管理

1 危機等発生時の体制

(1) 組織体制

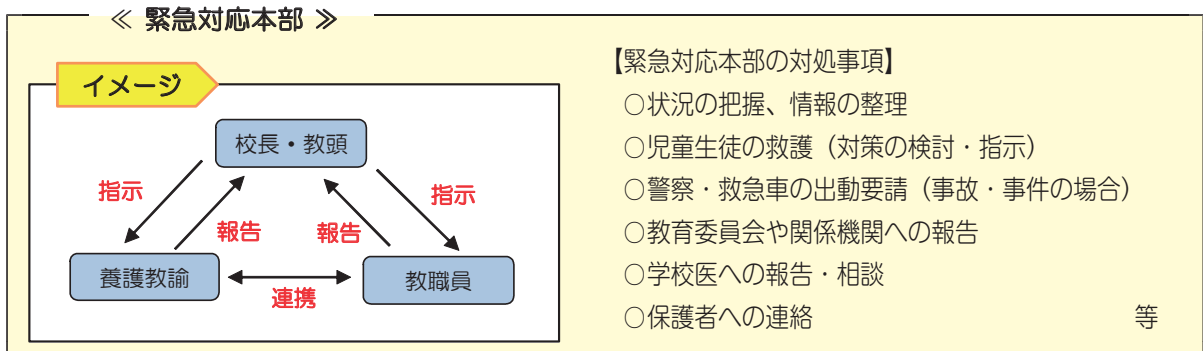
学校管理下において危機等が発生した際、学校は児童生徒の生命と健康を最優先に考え、迅速かつ適切な対応を行うことが重要です。また、こうした対応は組織として機動的に対応できる体制を整えておくとともに、日頃から全ての教職員が各自の役割を理解しておくことが大切です。

さらに、危機等によっては学校だけでは対応が不十分な場合もあり、家庭・地域・関係機関等と連携・協働し、児童生徒の安全を守る体制を構築しておくことが必要であり、個別の危機に的確に対応する上でも必要な機能です。

このことを踏まえ、学校においては、危機等の発生時に迅速に協議し、対応するため、校長や教頭を中心に関係教職員、養護教諭等で構成する緊急対応本部を設けるとともに、重大な危機（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等の重篤な事故、社会的に影響が大きい事故等）である場合、または、そうなる見込みが高いと判断した場合には、救護活動や児童生徒への指導、情報の収集・整理、保護者への対応、報道機関への対応等の役割・機能を持たせた危機等対策本部を設置し、適切かつきめ細かな対応を迅速かつ組織的にできるよう体制を確立しておいてください。

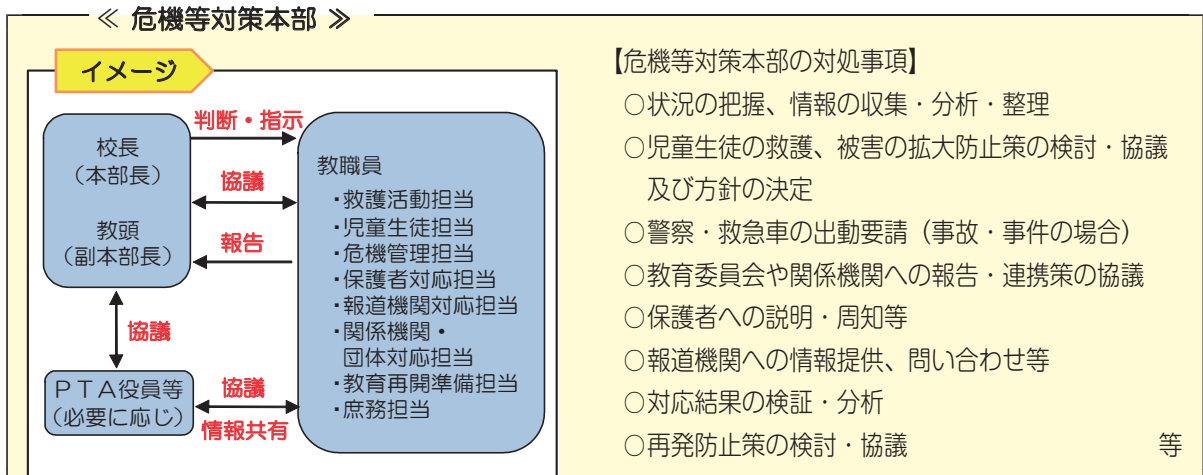
これらの緊急対応本部や危機等対策本部の体制等については、「3 個別の危機への対応」で例示する個別の危機への対応手順には特段示しませんが、機動的かつ弾力的に設置（開催）すべきものとして理解してください。

【危機等発生直後の学校の危機管理体制図例】



↓ 重大な危機等の場合（または見込まれる場合）

【重大な危機等が発生した場合の学校の危機管理体制図例】



◀ 危機等対策本部における役割分担等 ▶

区分	所掌領域	役割分担(担当)	担当者(例)	業務内容等
総括	全体指揮 全体責任	本部長	校長	危機対応の指示・命令、対応方針決定、総括責任者(保護者対応、報道対応を含む。)
		副本部長	教頭	本部長の補佐、代理、教育委員会との連携、各教職員へ指示 等
危機管理	学校安全	危機管理担当	安全担当	状況把握、最新情報の収集・整理・記録、対応案の整理、報告準備・報告 等
		関係機関・団体対応担当	安全担当	警察、消防への連絡、通知関係団体との連携(通知を含む。) 等
		教育再開準備担当	主幹教諭 教務主任	教育再開に向けた情報収集、準備 等
		庶務担当	事務長	庶務全般
	報道	報道機関対応担当	教頭	報道機関対応の準備(提供情報の整理、コメント・Q&A作成等) 等
	保護者	保護者対応担当	渉外担当	被害(災)児童生徒保護者への説明及び問合せ対応、全保護者への説明・連絡、緊急保護者会の開催準備 等
救護	救護・ケア	救護活動担当	養護教諭 健康指導部	被害(災)児童生徒の救護・応急手当 学校医・医療機関等との連携 等
		児童生徒指導担当	生徒指導部	被害(災)児童生徒への付添い・見舞い、被害(災)のない児童生徒の不安軽減 等

※学校の実情や対応すべき危機に応じて、上記以外の役割分担を設けること。

また、状況に応じ、役割を兼ねることも可とするが、組織的に対応できるよう心がけること。

なお、県教育委員会では、学校教育活動(校外における部活動を含む。)中において、重大な事件・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県教育委員会事務局が、速やかに初動体制を確立し、実効ある各種対策が円滑に実施できるよう、平成31年4月に『学校教育活動中における重大事故等対応マニュアル』(平成31(2019)年3月29日付学安第1020号)を定め、県教育委員会事務局の危機管理対応の基本的な枠組みを示しました。

このマニュアルでは、当該危機事象の状況と必要に応じ、学校安全課長が委員長となり対応する「危機調整会議」、教育長が本部長となり教育委員会を挙げて対応する「危機警戒本部」、知事が本部長となり全庁を挙げて対応する「危機対策本部」を設け、各種役割分担等を明確にした上で、危機等に対し、組織的に対応することとしています。

(2) 連絡体制

学校は、危機等発生時に備え、事前に連絡体制を整備しておくことが重要です。日中・夜間、平日・学校の週休日等（土日、祝日、年末年始の休日、学校閉庁日、代休日）を問わず、常時、教職員間ではもとより、児童生徒や保護者、教育委員会、関係機関等と連絡可能な体制を整備しておく必要があります。また、児童生徒や保護者が学校（担任、部活動顧問等を含む。）へ緊急の連絡をする場合に備えた連絡手段や緊急連絡先についても、事前に必ず児童生徒や保護者に対して周知しておく必要があります。

災害等が発生し被害が甚大な場合は、停電や電話回線が込み合いつながりにくい場合があるので、通常使用する電話だけでなく、緊急時連絡用電話（*）や一斉メール、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤル（171）等、複数の通信手段を確保しておくとともに、それらの使用方法等について、児童生徒や保護者に対して周知しておくことが大切です。また、電話・メール等の通信機器が使用できない場合に備え、学校に待機させる場合の条件や引渡しの方法についても、あらかじめ保護者との共通理解を図っておくことが重要です。

なお、令和2（2020）年7月16日付け総第271号「県立学校における時間外電話対応装置の導入について（通知）」により、職員の勤務時間の適正化に向けて時間外電話対応装置の運用が始まっているところでもあり、改めて児童生徒や保護者との緊急時の連絡体制の確保及び児童生徒や保護者に対しての周知については徹底してください。

*「緊急時連絡用電話」

各県立学校及び県教育委員会事務局（学校安全課、高校教育課、特別支援教育室、生涯学習課、スポーツ振興課）に配備されている携帯電話。災害等の発生により通常使用する電話に対して通信制限が行われた場合においても「発信」は優先扱いとなる。「着信」については通常使用する電話と同じ扱いとなる。

(3) 緊急通報

第3項で掲げる各個別の危機への対応において、事態の程度によっては警察や消防への緊急通報をすることを想定しておくことが大切です。その際、緊急事態の中にあっても、警察や消防に伝達すべきことを的確に伝えることが、児童生徒の生命を救うことや事態の迅速な収拾、あるいは、事態の拡大防止につながります。

それぞれどのようなことを伝達すればよいかをあらかじめ整理し、通報事項（文例を含む。）を箇条書きにしたものを見える場所に掲示するなどしておくようにしましょう。

なお、警察や消防へ緊急通報を行った際は、電話を切った後かけ直してきますので、通報者はその旨承知しておいてください。

以下、警察への通報事項（文例／校内への不審者侵入事案の場合）を示します。

《 警察（110番）への通報事項（文例） 》

【学校名】	△△△学校です。
【住所】	住所は〇市□□町9999番地 △△の近くです。
【誰が何をしている】	男（女）がナイフを持って暴れている。
【負傷者の有無】	こども（大人）2名が刺され怪我をしている。
【何をしたいか】	すぐに学校に来てください。
【通報者の氏名】	私は、□□と言います。

※その他、質問に落ち着いて答える。

警察（110番）に通報することで、消防への連絡（救急車）の手配は連動されますが、警察への通報後改めて消防（119番）へ重複して通報しても問題ありません。

(4) AEDの積極的な使用

体育活動や部活動を中心とした学校教育活動中に児童生徒が突発的に心肺停止に陥るようなことがあります。こうした状況下では、心肺蘇生措置を1分1秒でも早く施すことが児童生徒の命を救えるか否かに大きく影響します。

児童生徒が突然倒れ、反応もはっきりせず、呼吸も普段どおりの呼吸でないか又ははっきりしない場合は、直ちに胸骨圧迫を行い、AED (Automated External Defibrillator/自動体外式除細動器) を積極的に使用することが大切です。

また、いざという時にAEDの使用を含む心肺蘇生措置を適切に行えるよう、教職員や児童生徒を対象とした訓練や講習会等を開催するとともに、日頃からのAEDを点検管理しておくことが重要です。

さらには、AEDの設置箇所を教職員だけでなく児童生徒も認識しておくことが、有事の際のAEDの円滑な使用につながりますので、日頃からはもとより、学校行事等の際にもAEDの設置箇所をアナウンスするなど周知を徹底してください。

以下、AEDの使用を含む心肺蘇生措置に関する留意点を示します。

《心肺蘇生措置時の留意点》

○反応（意識）がなく（あるかどうか分からない場合を含む。）、呼吸も普段どおりでない場合（呼吸しているかどうか分からない場合を含む。）、心肺停止を疑い、心肺蘇生措置の準備に取りかかる。

・ 応援要請 ・ 119番通報 ・ 胸骨圧迫 ・ AEDの手配

○救急車が到着するまでの間の心肺蘇生措置が非常に重要であることを理解する。

・ AEDが有効とされる心室細動状態はその多くが5～6分程度で消失する。
・ 救急車の到着時間は通報後8.7分（平成30年全国平均）かかる。
・ 「見ているだけ」で何もしないことが最大のリスクとなる。

○心肺停止していない人に、胸骨圧迫を行ったりAEDを使用しても、大きな問題は起こらないので、躊躇せず心肺蘇生措置を行う。

・ 「死戦期呼吸(※)」や「けいれん」の判断ができない場合や判断の自信がない場合は、心肺蘇生措置を行うことが重要
・ AEDによる電気ショックが必要（有効）かどうかは、AEDが自動的に心電図を解析し、音声で指示してくれるので、不要な電気ショックを与えることはない。
→迷うことなくAEDパッドを貼ることが重要
※死戦期呼吸・・・心停止直後に見られるしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸のこと。

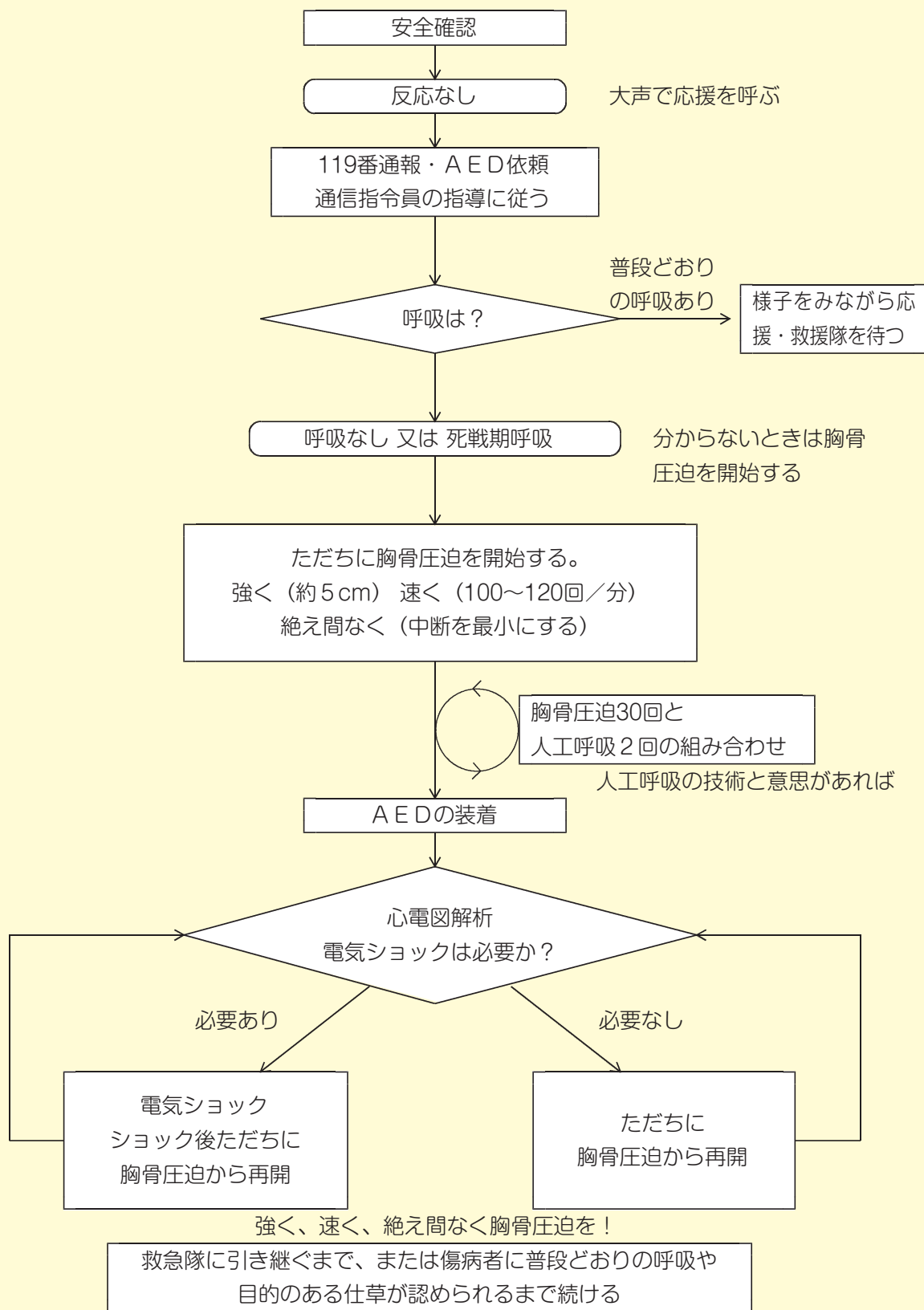
○脈の有無の確認は、不正確なことが多く、かえって心肺蘇生の対応の判断を誤らせることとなる。

参考：体育活動時等における事故対応テキスト

～ASUKAモデル～

(さいたま市教育委員会 平成24年9月30日)

《傷病者発生時の対応手順（一次救命としての心肺蘇生手順）》



（一社）日本蘇生協議会 『JRC蘇生ガイドライン2015』より

【参考】ASUKAモデル

【ASUKAモデルの生い立ち】

平成23年9月29日、当時、さいたま市立小学校6年生だった桐田明日香さんが、駅伝の課外練習中に突然倒れ救急搬送されたましたが、翌30日に死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

事故後、さいたま市教育委員会は、「さいたま市立小学校児童事故対応検証委員会」を立ち上げ、御遺族との話し合いを重ねながら、事故が起こった背景、事故現場での判断や対応の問題点など事故の検証を進めるとともに、再発防止のための検討を行いました。

同市教育委員会は、検証委員会からの報告を踏まえ、学校で起こりうる様々な危機事案に対する組織的・実践的な危機管理の基本的なあり方を示した「さいたま市立学校児童生徒事故等危機管理対応マニュアル作成指針」を作成するとともに、明日香さんの死の教訓を生かし友達の命を守ってほしいという再発防止に向けた御遺族の強い願いと真摯な御協力により、後に、教職員研修用テキスト「体育活動時等における事故対応テキスト」が作られました。これが「ASUKAモデル」(<https://www.city.saitama.jp/003/002/013/index.html>)であり、その後、御遺族や当時教育長を務められていた桐淵氏の啓発活動等も相まって、このASUKAモデルがさいたま市を越えて広く全国に知られ、全国の多くの児童生徒の命を救ってきました。

【事故当時の状況と対応】

明日香さんは、駅伝の課外活動練習中、1,000メートルを走り終えた直後に突然倒れました。痙攣と苦しそうな呼吸がみられ、周囲からの呼びかけへの反応はありませんでした。教員たちが明日香さんを保健室に移動させ、事故発生から約4分後に保健室から救急車要請を行いました。事故発生時現場にいた教員たちは明日香さんの脈拍はあり、苦しそうだが呼吸もしていると判断し、その情報を救急隊員に伝えましたが、頭部を打った可能性と痙攣の情報は伝えていませんでした。

その結果、消防局指令センター員から、「数分内に救急車が到着可能なので、呼吸しやすい姿勢を保ち待つように」との指示があり、教員たちは状態を観察するのみで保健室にあったAEDを使用しませんでした。明日香さんが倒れてから11分後に救急隊が到着し、明日香さんが心肺停止状態にあることが確認され、種々の心肺蘇生を行いながら救命救急センターに搬送されました。センターにおいても懸命の救命治療がなされましたが、9月30日午前9時47分に明日香さんは亡くなりました。

【事故から学ぶべきこと】

事故発生時に最も重要なのは、第一発見者による傷病状況把握と判断です。しかし、救急車要請の際に救急隊員からの意識、脈拍、呼吸の有無についての確認を求められた場合、「意識が有る・無い」、「脈拍が有る・無い」、「呼吸が有る・無い」など二者択一で回答することは非常に難しいことです。実際、明日香さんが倒れた際にも教員たちは「脈拍はある、苦しそうだが呼吸もしている」と判断し救急隊員に伝えています。

児童生徒が倒れ、緊迫した状況下で、意識や反応レベル、脈拍を正確に確認することは簡単なことではありません。むしろ確認に時間をかけることは対応を遅らせたり、誤らせたりすることにもなります。

突然の事故という緊迫した場面においては、所見をどう判断したらよいか「わからない」という場合が必ず存在します。ASUKAモデルでは、「わからない」場合も状況把握や判断の選択肢に含めた上で、躊躇せずすぐに「心停止の可能性」を疑って行動を始めることが大切と訴えています。児童生徒の命を守るためには、こうしたことを忘れずに、突然の事故の際も迅速かつ適切に行動していくことが何よりも重要です。

2 危機の例示と対応手順

(1) 危機の例示

ガイドブックにおいては、本県県立学校において起こりうる危機を想定し、下表の6分野23個（特別支援学校の特性を踏まえたものも加えると6分野25個）の危機として例示することとします。学校の実情や地域特性によっては、ガイドブックで例示するもの以外の危機も想定し、危機管理マニュアルに記載するようにしてください。

なお、地震等の自然災害やその他避難を要する危機等については、あらかじめ、複数の避難場所を定めるとともに、避難経路及び避難方法について危機管理マニュアルに記載するようにしてください。

【例示する危機】

危機の分類		想定される個別の危機
生活安全	防犯	① 校内への不審者侵入 ② 学校周辺での不審者出沒
	学校管理下の事故	① 授業中・部活動中の事故 ② 校外活動中の事故
	学校保健・学校給食	① 熱中症 ② 感染症（新型コロナウイルス感染症以外） ③ 感染症（新型コロナウイルス感染症）④ 光化学スモッグ ⑤ 食物アレルギー ⑥ 学校給食における食中毒 ⑦ 学校給食等における異物混入
交通安全	交通事故	① 登下校中の交通事故（被害） ② 公共交通機関利用中の事故
災害安全	自然災害	① 台風 ② 大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害） ③ 大雪 ④ 雷 ⑤ 突風（強風・竜巻・ダウンバースト等） ⑥ 地震 ⑦ 火山噴火
新たな危機事象		① 弾道ミサイルの発射 ② 学校に対する犯罪予告 ③ 野生動物の出沒

また、特別支援学校については、その特性上、上記以外の観点でも想定しておくべき危機があることから、これらについても例示することとします。

【例示する危機(特別支援学校)】

危機の分類		想定される個別の危機
生活安全	学校管理下の事故	① 健康被害につながる事故（誤飲等）
交通安全	交通事故	① スクールバス搭乗中の事故

(2) 対応手順

ガイドブックでは、次項において、(1)で示した危機ごとに、その対応手順を「事前の危機管理」から始まり、「発生時の危機管理」及び「事後の危機管理」に至る、作成の手引の考え方に沿って示しています(この対応手順(フローチャート)を以降「フロー図」と表記することとします)。
また、フロー図及びマニュアル作成の留意事項の基本フォーマットは、次のとおりです。

◀ フロー図の概要 ▶

フロー図は、見開きの左ページに「事前の危機管理」、「発生時の危機管理」、「事後の危機管理」に沿って一連の対応の流れを示しており、右ページに各段階における留意事項を示しています。

左ページ (イメージ)

〇〇〇〇への対応 (フロー図)

令和〇年 月版

対応方針
.....

【事前の危機管理】

.....

【発生時の危機管理】

〇〇〇〇の発生 **危機等発生!**

負傷しているか? No(いない) Yes(いる)

```

    graph TD
      Start([〇〇〇〇の発生]) --> Decision{負傷しているか?}
      Decision -- No(いない) --> Box1[ ]
      Decision -- Yes(いる) --> Box2[ ]
      Box1 --> Box3[ ]
      Box2 --> Box4[ ]
      Box3 --> Box5[ ]
      Box4 --> Box6[ ]
  
```

【事後の危機管理】

.....

右ページ (イメージ)

マニュアル作成の留意事項 (〇〇〇〇〇〇〇)

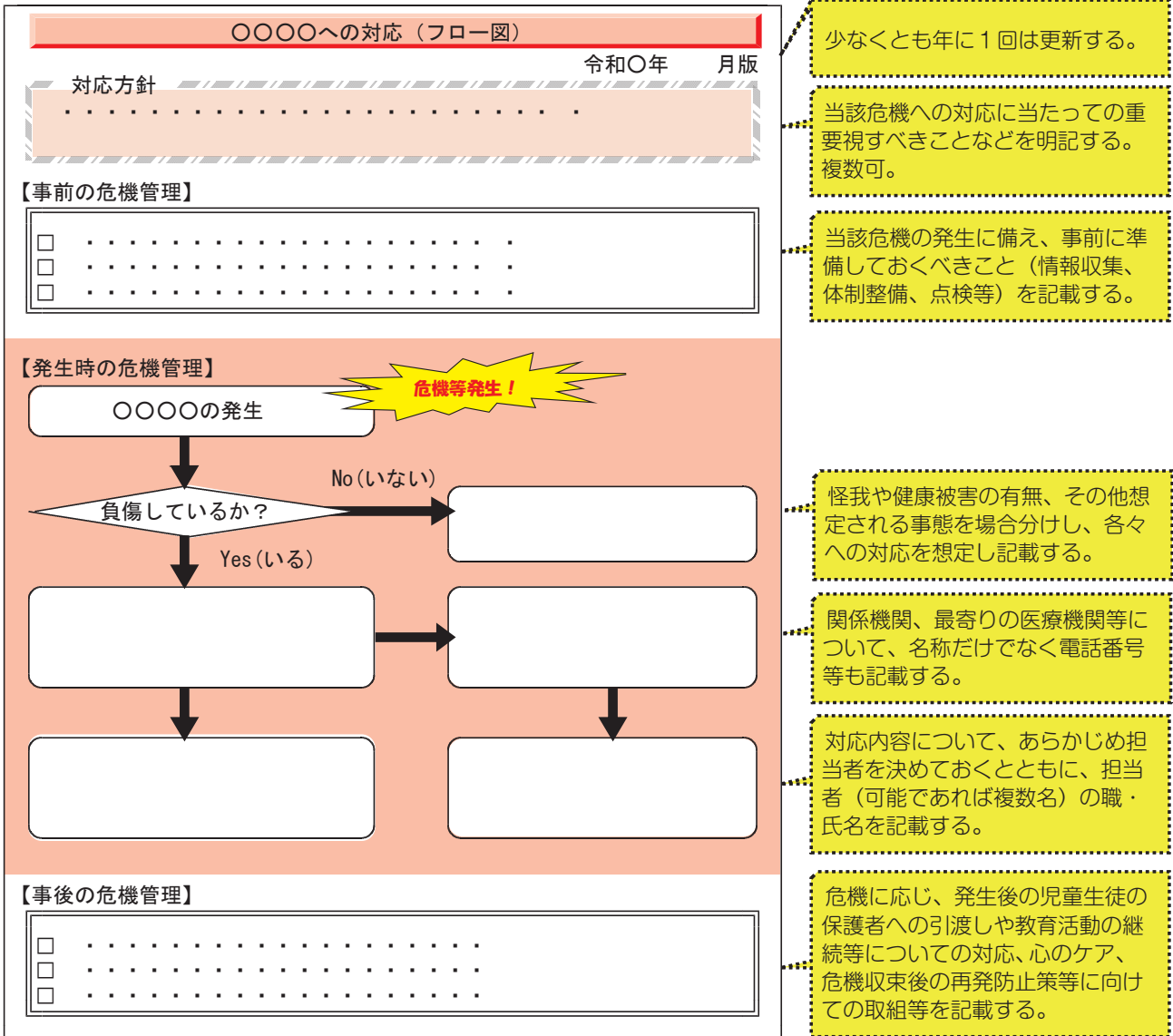
	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理

発生時の危機管理

事後の危機管理

◀ 作成上の注意点 ▶

フロー図



- 少なくとも年に1回は更新する。
- 当該危機への対応に当たっての重要視すべきことなどを明記する。複数可。
- 当該危機の発生に備え、事前に準備しておくべきこと（情報収集、体制整備、点検等）を記載する。
- 怪我や健康被害の有無、その他想定される事態を場合分けし、各々への対応を想定し記載する。
- 関係機関、最寄りの医療機関等について、名称だけでなく電話番号等も記載する。
- 対応内容について、あらかじめ担当者を決めておくとともに、担当者（可能であれば複数名）の職・氏名を記載する。
- 危機に応じ、発生後の児童生徒の保護者への引渡しや教育活動の継続等についての対応、心のケア、危機収束後の再発防止策等に向けての取組等を記載する。

マニュアル作成の留意事項

	項 目	各項目における留意事項
事前の危機管理

管理

- フロー図には記載できない対応に際しての考え方や留意事項を記載し、適切な対応を講じる。
- 危機発生時に押さえておくべき情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのような状況か等）を整理し記載しておくことよい。

3 個別の危機への対応

(1) 生活安全（防犯）

①校内への不審者侵入

正当な理由なく校内や校舎内に立ち入ったり、立ち入ろうとする不審者から、児童生徒の安全を確保することが最大の重要事項となります。そのため、いかにして不審者を児童生徒に近寄らせないか、児童生徒を不審者から遠ざけるかが対応策を講じる上でのポイントになります。

【事前の危機管理】

- 正当な理由がある来校者と不審者との識別がしやすいようにしておく。
→来校者には名札やリボン等を渡し首にかける等の掲示をしてもらうようにする。
- 不審な動き等が見られる場合に迅速に対応できるよう、校内緊急通報システムや連絡体制を整えておく。
- 児童生徒の避難が必要となる場合を想定し、避難場所等を確保しておく。
→避難指示を出す際は、不審者を感情的に高ぶらせないように、校内放送等も落ち着いた文言、トーンで放送できるよう準備しておく。
- 不審者が危害を加えてくる場合を想定し、防御に必要な道具、器具等を準備するとともに、使用方法についても確認しておく。

【危機発生時の危機管理】

《校内侵入前》

- 不審者かどうかの識別を的確に行う。
- 教職員が複数で対応する。
- 正当な理由がない場合は、退去を求める。
- 退去しない場合は、躊躇なく警察に通報し、警察の出動を要請する。

《校内侵入後》

- 児童生徒に危害を加える可能性も高いことから、躊躇なく警察に通報し、警察の出動を要請する。
- 教育委員会に緊急連絡する。(状況に応じ、近隣の学校にも連絡する。)
- 校内緊急通報システムや校内放送、その他あらかじめ準備している方法により、全教職員に不審者侵入について知らせる。
- 児童生徒の避難の必要性の有無について判断する。
- 負傷者（児童生徒、教職員）の把握及び負傷者がいる場合には、救急車を要請する。救急車には教職員が必ず同乗する。

【事後の危機管理】

- 対策本部の設置（開催）
- 保護者への説明
- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

②学校周辺での不審者出没

学校周辺での不審者の出没事案については、児童生徒の登下校時に危害を加える可能性や校内への不法侵入につながる可能性もあることから、日頃から不審者情報を収集し、緊急事態に対処できるようにしておく必要があります。

不審者情報の収集については、関係者からの通報により得られることも多いですが、栃木県警察や各市町ホームページにアクセスするなど主体的に収集するよう心掛けてください。

ただし、不審者情報は現在進行形のものから数日前のもの、あるいはそれ以前のものもあり、情報の選別は重要です。緊急性等を考慮し、教職員間で情報を共有するほか、児童生徒や保護者等に注意を促す必要があります。

また、児童生徒に危害が及ぶ、あるいは及ぶ可能性が高いといった緊急性が高まった場合は、児童生徒の安全確保を最優先事項とし、学校内の体制を整えらるとともに、警察や地域ボランティア等と連携して対処してください。対応のポイントは、次のとおりです。

【事前の危機管理】

- 不審者情報の収集（聞き取り、ホームページ等）
- 緊急事態時の連絡・連携体制の整備・確認


【危機発生時の危機管理】

- 不審者の所在、行動内容等の把握・情報収集
- 対策本部の設置（開催）※緊急性の度合いによる
- 被害児童生徒の救護（被害を受けていない場合は、危害が及ばないように安全確保）
- 警察への通報（児童生徒が負傷していれば消防へ救急要請の通報）
- 教育委員会への一報と支援要請
- 地域住民、地域ボランティア、関係機関・団体等への協力要請

【事後の危機管理】

- 保護者への説明
- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
防犯	○事件事故マップ「ルリちゃんパトロールまっぷ」【栃木県警】	https://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/infopage.html	

校内への不審者侵入への対応

令和〇年〇月版

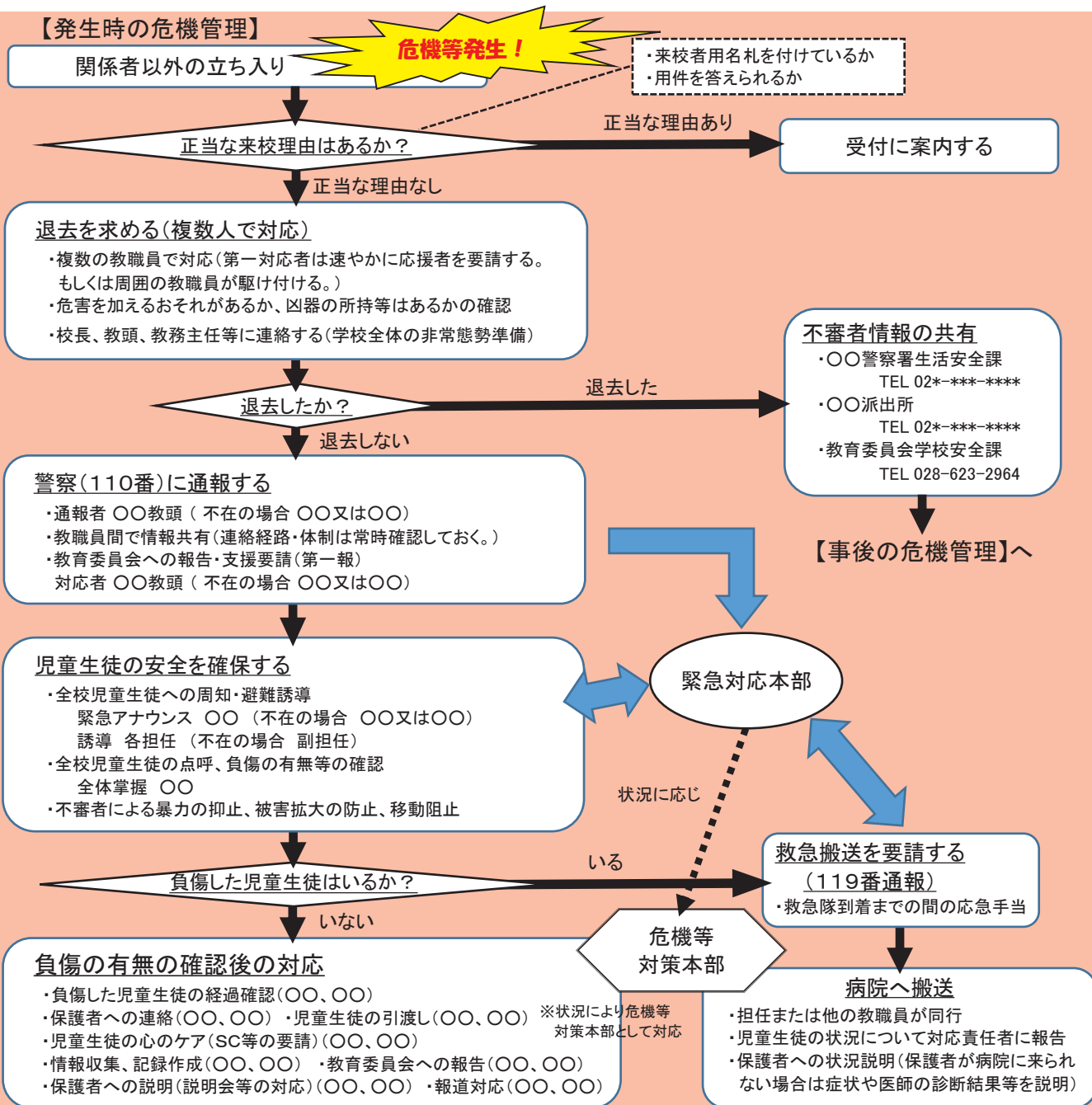
【対応方針】

- 児童生徒に対する不審者からの危害が及ばないよう、児童生徒の安全を第一とする。
- 不審者への対応は必ず複数人で対応する(一人では対応しない。)
- 不審者が校内に侵入した場合は、速やかに警察に通報する。

【事前の危機管理】

- 防犯カメラの作動確認
- 来校者用受付簿、名札の確認
- 校門、昇降口の施錠
- 防御用設備の点検
- 校内情報伝達体制の整備
- 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者への引渡しの確認
- 栃木県警察HP及び各市町HPから不審者情報を確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(校内への不審者侵入)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	校内情報伝達体制の整備	<p>◆伝達体制、校内放送設備、非常通報装置の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察等に助けを求めるための通報手順の訓練をするとともに、設備等の点検を定期的に行い、点検時に設備等の操作方法などを教職員に理解させる。 ○教職員の名札等に笛をつけたり、不審者が侵入したという合図・暗号を決めたりするなど、校内・外への伝達方法を検討する。
	保護者への引渡し方法の確認	<p>◆危機等発生時の引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。 ○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。 ○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。 ○場合により、学校で待機する方が安全なこともあるため、どう対応するかは危機管理体制で検討し判断する。
発生時の危機管理	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。 ○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまる方が良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機等対策本部の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。 ○特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校周辺での不審者出没への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 不審者情報を得た場合は児童生徒の安全を第一に不審者の校内への侵入を防ぐ。
- 不審者が学校周辺を徘徊している場合は、速やかに警察に通報する。
- 不審者情報を児童生徒に周知し、児童生徒自身に防犯の意識付けをする。

【事前の危機管理】

- 校門、昇降口等出入口の施錠 栃木県警察HPや各市町HP等から不審者情報を確認
- 校内情報伝達体制の整備 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 保護者等への引渡し方法確認 警察、地域ボランティア、保護者との連絡体制の確認

【発生時の危機管理】

学校周辺に不審者情報ありとの第一報

危機等発生!

・児童生徒に危害を加える可能性が高いか
・凶器を持っている可能性が高いか 等

緊急的な対応が必要か?

不要

必要

学校構内への侵入を防ぐ

- ・門扉や校舎の施錠確認及び巡回(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)
- ・不審者を発見、又は侵入を試みる様子が見えたら、警察に通報
通報者 教頭 (不在の場合 〇〇又は〇〇)、若しくは発見者
- ・侵入しようとしている現場へ、複数の教職員が急行し多数で対応

不審者情報の共有

- ・〇〇警察署生活安全課
TEL 02*-***-****
- ・〇〇派出所
TEL 02*-***-****
- ・保護者 地域ボランティア
- ・教育委員会学校安全課
TEL 028-623-2964

緊急対応本部

児童生徒の安全を確保する

- ・全校児童生徒への周知・避難誘導
緊急アナウンス 〇〇 (不在の場合 〇〇又は〇〇)
誘導 各担任 (不在の場合 副担任)
- ・全校児童生徒の点呼、負傷の有無等の確認
全体掌握 〇〇
- ・不審者による暴力の抑止、被害拡大の防止、移動阻止

情報入手後の対応

- ・教職員間で情報共有
- ・児童生徒へ周知
- ・保護者や地域ボランティアへ周知

登下校時の安全確保

- ・集団登下校の指導
- ・教職員等による巡回
- ・保護者及び地域ボランティアとの見守り体制の強化

負傷した児童生徒はいるか?

いない

状況に応じ

いる

救急搬送を要請する(119番通報)

- ・救急隊到着までの間の応急手当

危機等
対策本部

病院へ搬送

- ・担任または他の教職員が同行
- ・児童生徒の状況について対応責任者に報告
- ・保護者への状況説明(保護者が病院に来られない場合は症状や医師の診断結果等を説明)

負傷の有無の確認後の対応

- ・負傷した児童生徒の経過確認(〇〇、〇〇)
- ・保護者への連絡(〇〇、〇〇)
- ・児童生徒の引渡し(〇〇、〇〇)
- ・児童生徒の心のケア(SC等の要請)(〇〇、〇〇)
- ・情報収集、記録作成(〇〇、〇〇)
- ・教育委員会への報告(〇〇、〇〇)
- ・保護者への説明(説明会等の対応)(〇〇、〇〇)
- ・報道対応(〇〇、〇〇)

【事後の危機管理】へ

【事後の危機管理】

- 不審者情報の収集(逮捕情報等) 関係機関への報告書作成 危機対応の検証
- 継続的な心のケア 危機管理マニュアル及びヒヤリハット事例の反映

マニュアル作成の留意事項(学校周辺での不審者出没)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	警察、地域ボランティア、保護者との連携協力体制の確認	<p>◆登下校時の安全確保</p> <p>○警察、地域ボランティアや保護者等と連携協力し、日頃から不審者の情報収集体制や不審者が現れた際の体制を整えておく。</p>
	保護者への引渡し方法の確認	<p>◆危機等発生時の引渡し</p> <p>○危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。</p> <p>○学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法(引渡し方法)を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。</p> <p>○危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。</p>
発生時の危機管理	緊急対応	<p>◆緊急対応の必要性</p> <p>○児童生徒の身体生命に危害が及ぶ可能性が高いかや凶器を持っているか等により、緊急的な対応の必要性を判断する。</p>
	校内への侵入防止	<p>◆不審者と児童生徒の接触の回避</p> <p>○児童生徒への危害が及ぶことを防ぐためには、校内への侵入を防ぐことであり、門扉の施錠確認や教職員の配置、巡回等を行う。</p>
	児童生徒の安全確保	<p>◆安全な場所への誘導</p> <p>○警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。</p> <p>○不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
	負傷者確認後の対応	<p>◆危機等対策本部の設置等</p> <p>○校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。</p> <p>○特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。</p>
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。</p> <p>○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

(2) 生活安全（学校管理下の事故）

①授業中・部活動中の事故

児童生徒が授業を受けたり部活動を行ったりする際には、日頃から安全に実施できる環境を整えておくことが大切ですが、それでもなお、不測の事故が起きたり児童生徒が怪我・体調不良を起こしたりすることがあります。ここでは、こうした授業中や部活動中の事故を想定した対応についてポイントやフロー図を記載します。

【事前の危機管理】

- 授業や部活動で使用する設備・機器・器具等の安全点検（定期・都度）
- AEDの稼働点検
- 事故が発生した際の対応や避難訓練（教職員・児童生徒）

【危機発生時の危機管理】

- 児童生徒の負傷の有無の確認
- 被害児童生徒の救護（被害を受けていない場合は、危害が及ばないように安全確保）
- 警察への通報（事故の状況による。児童生徒が負傷していれば消防へ救急要請の通報）
- 教育委員会への一報と支援要請

【事後の危機管理】

- 対策本部の設置（開催）※状況による。
- 保護者への説明
- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

②校外活動中の事故

校外で実施する学習や各種学校行事等は、日常的に実施する授業等とは異なり、学校が、日頃、整備・管理している環境以外の場所で実施するものであることから、実施前には十分な事前点検（下見や非常時を想定した避難・救護等の対応など）を行うことが大切です。

また、非常時の際の保護者や関係機関等への連絡体制の確認もしておく必要があります。

【事前の危機管理】

- 実施場所等の事前点検
- 荒天その他非常事態の際の行事の中止、中断・再開等の判断基準の整理・確認
- 事故が発生した際の対応や避難訓練（教職員・児童生徒）

【危機発生時の危機管理】



- 児童生徒の負傷の有無の確認
- 被害児童生徒の救護（被害を受けていない場合は、危害が及ばないように安全確保）
- 警察への通報（事故の状況による。児童生徒が負傷していれば消防へ救急要請の通報）

○教育委員会への一報と支援要請

【事後の危機管理】

- 対策本部の設置（開催）※状況による。
- 保護者への説明
- 児童生徒の心のケア
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

◆ **情報収集先**

	情報収集先	URL	QRコード
学校管理下の事故	○学校現場での取組 （事故防止対策） 【独立行政法人日本スポーツ振興センター】	https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/128/Default.aspx	
	○学校事故事例検索データベース 【独立行政法人日本スポーツ振興センター】	https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/822/Default.aspx	

授業中・部活動中の事故への対応

令和〇年〇月版

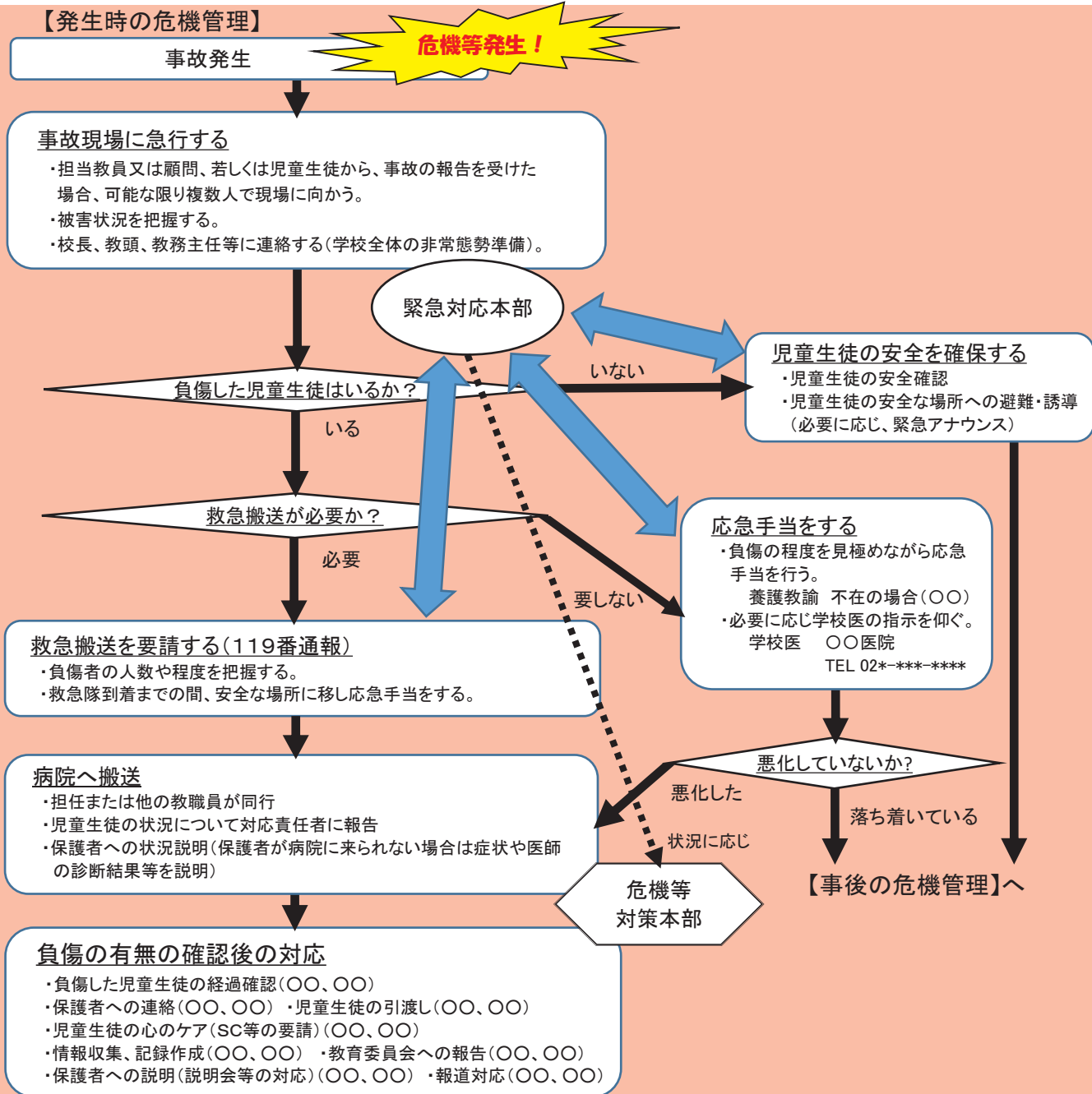
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の保護者への適切な支援を行う。
- 関係機関等と連携協力し再発防止策を講じる。

【事前の危機管理】

- 使用施設・設備・備品等の点検(定期・都度) 過去に起きた事故やヒヤリハット事例の確認
- AEDの稼働点検 事故発生時の対応訓練や避難訓練(確認を含む。)
- 保護者への引渡しの確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(授業中・部活動中の事故)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	AEDの稼働点検	<p>◆機器稼働の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○AEDが適正に稼働し、使用できるかを点検する。 ○なお、点検と併せてAEDを使用したことがない教職員に対し、操作方法の訓練も行い、誰でも操作が可能ないように備える。(児童生徒にも操作方法を学ばせるよう努める。)
	事故発生時の対応訓練	<p>◆訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員が1人しかいない、児童生徒しかいないなどの場合にも事故は起きる可能性がある。そのような場合にも対応できるよう教職員と児童生徒と一緒に訓練を行うことで、一秒でも早い対応をとれるよう訓練を行う。
発生時の危機管理	事故現場への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業中や部活動中は、教職員が1人しかいない場合が想定される。その際には、他の教室、職員室、事務室など教職員が必ずいるところを指定し、他の教職員に来てもらえるよう児童生徒に指示を出す。単に「誰か呼んできて」というような曖昧な指示では、どこに誰を呼びに行けばいいか迷い、時間がかかる可能性があるため、注意する。
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	負傷者確認後の対応	<p>◆状況の把握と情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷した人数で重要な事故かどうかを判断せず、負傷者が1人又はいなかった場合でも、事故の内容により重大案件となる可能性があるため、事故の状況の把握に努める。 ○負傷者がいなかった場合に、何の問題もないと自己判断せず、事故発生を校長や教頭に必ず報告する。 ○なお、全校集会などを開催し、児童生徒へ事故の状況を周知し、同様の事故の再発を防ぐようにする。
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。 ○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 ○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

校外活動中の事故への対応

令和〇年〇月版

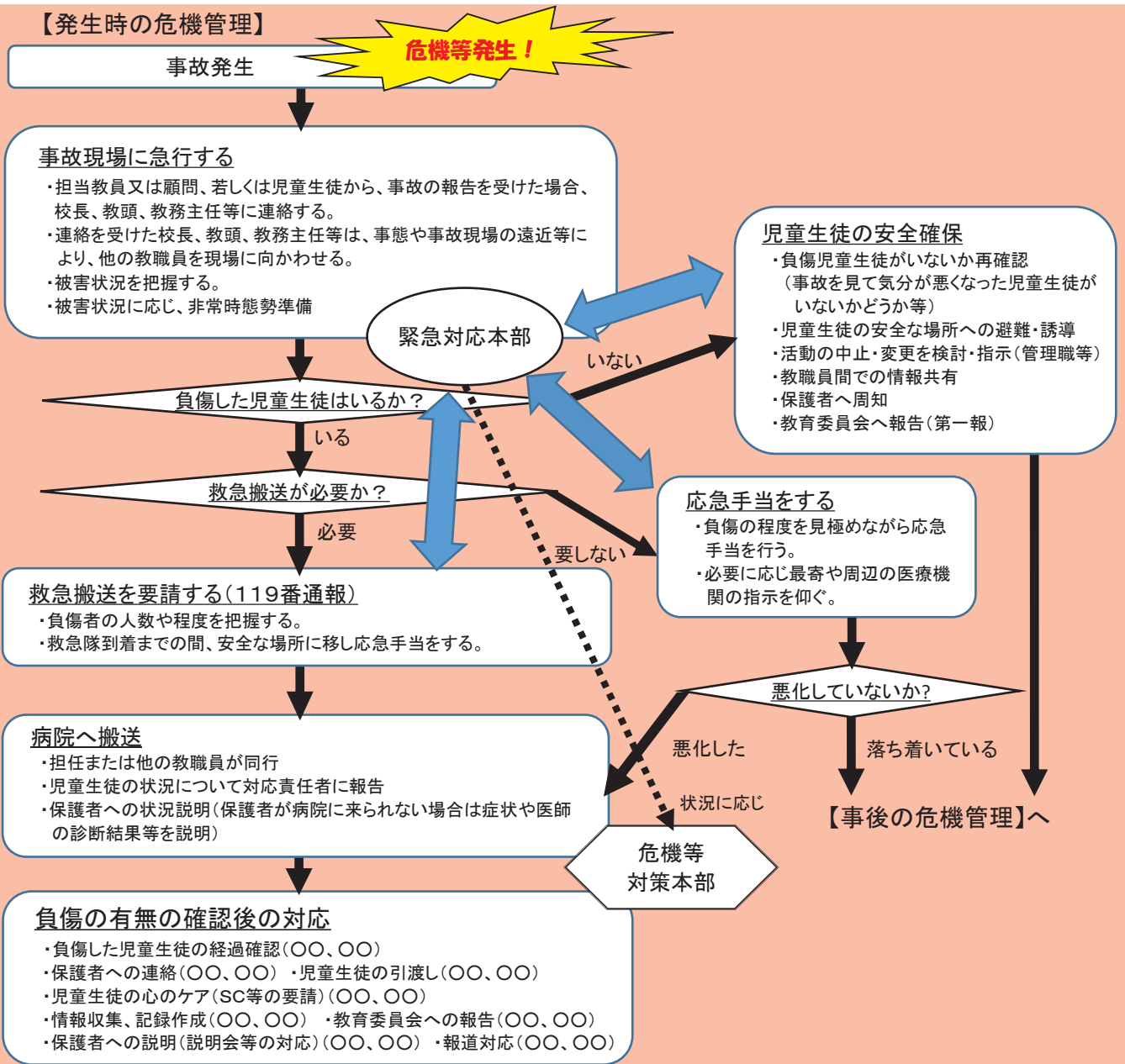
【対応方針】

- 事故に遭った児童生徒を迅速に救護する。
- 事故に遭った児童生徒の保護者への適切な支援を行う。

【事前の危機管理】

- 実施日にかけての気象情報を把握し、荒天が予想される場合は中止又は変更を検討
- 学年または全児童生徒が参加する活動の場合は、実施場所の下見を行い、危険箇所を把握
- 活動実施場所の最寄又は周辺の医療機関の場所、電話番号を把握 □ 避難場所及び避難経路の確保・確認
- 緊急連絡体制(網)を教職員及び保護者間で確認・共有(宿泊を伴う場合は宿泊先の住所・電話番号を含む。)
- 道路を集団で歩行する場合には管轄の警察署に申請(長距離走大会、徒歩による遠足等)
- 県立学校管理規則第9条に基づき、教育委員会に承認申請又は届出

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証 □ 再発防止策の検討 □ 報告書の作成 □ 教職員間での情報共有
- 継続的な心のケア □ 危機管理マニュアルへの反映 □ ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(校外活動中の事故)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	実施日前後の気象情報を確認し、荒天時の場合は変更・中止を検討する	<p>◆計画の変更・中止</p> <p>○校外活動中は、学校周辺の気象条件と異なるため、必ず気象条件を確認し安全に校外活動が実施できるか確認する。荒天候が予想される場合は、計画の変更・中止を検討する。「多分、大丈夫だろう」という経験則による判断はせず、最悪の事態を考慮し判断する。</p> <p>○校外へ移動するための交通手段についても道路・公共交通機関の運行情報(地震・大雨・大雪・土砂災害による道路閉鎖、公共交通機関の運休等)により児童生徒の安全が脅かされる可能性も考慮し、校外活動の計画変更・中止を検討する。特に、部活動による遠征中など、引率教諭が1人という場合もあるため、管理職に相談し、検討する。</p>
	校外活動参加教職員間による危機等発生時連絡体制の確認	<p>◆事故発生への迅速な対応</p> <p>○校外活動中に事故が発生した場合、学校にいる場合と異なるため、周辺の教職員にどのようにして連絡すればよいか迷いが生じるとそれだけ事故対応に遅れが出る。このため、校外活動に従事する教職員で連絡をとれる体制を整える。</p>
発生時の危機管理	事故現場への急行	<p>◆児童生徒の安全確保</p> <p>○校外活動中は、児童生徒のいる場所が安全だと保証がないため、事故発生時の連絡があった場合、現場に急行し児童生徒の安全を確保することが重要になる。</p> <p>○道路にはみ出していないか、危険な場所に集団で固まっていないかなど、現場から児童生徒を安全な場所に移動させ、負傷者の有無などを早急に確認する。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
	負傷者確認後の対応	<p>◆情報の共有と活動の変更・中止の検討</p> <p>○負傷者が出た場合は、児童生徒の安全を第一に考え、活動の変更・中止を早急に検討する。</p> <p>○現場に急行した際、負傷者がいなかった場合でも、自己判断せず、事故発生を活動中の教職員に必ず報告し、校長又は教頭に報告する。</p>
事後の危機管理	継続的な心のケア	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。</p> <p>○特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。</p> <p>○児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

(3) 生活安全（学校管理下の事故（学校保健・学校給食））

学校管理下における危機等の中でも、特定の症例や特定の事故については、学校の実情も考慮しながら、特化して発生時の対応やその手順を明記しておくことが適切なものもあります。

ここでは、近年増加している熱中症や感染症等の学校保健関係、食物アレルギーや異物混入等の学校給食関係について、発生時の対応を記載します。

①熱中症

熱中症は、外気温・湿度が高く体温上昇を起こしやすい環境下などにおいて、体内の水分や塩分の減少、血流の滞り等により、体温が上昇し重要な臓器が高温にさらされることで発症する障害の総称で、重症化すると死に至る可能性もあるため、発症の予防はもちろんのこと、発症した際の対応がとても重要であり、発症予防と重症化回避のための対応について危機管理マニュアルに整備しておくことが大切です。

対応のポイントは、次のとおりです。

【事前の危機管理】

- 授業や部活動等の活動を実施する場所の温湿度・WBGTの確認・測定（適切かどうか）
- 児童生徒に対する熱中症予防等の指導（服装等を含む。）
- 児童生徒の体調確認
- 運動を行う際の十分な水分・塩分補給の備えの確認
- 熱中症発症者が出た際の対応や保護者・関係機関への連絡体制の確認

【危機発生時の危機管理】

- 児童生徒の救護（まずは涼しい場所への移動と体温冷却、重症度が高い場合は救急搬送）
- 重症度の判断（下表『熱中症の症状と重症度の分類』参照）
- 熱中症を発症していない他の児童生徒の発症予防のための対応
- 教育委員会への一報

【事後の危機管理】

- 対策本部の設置（開催）※状況による。
- 保護者への説明
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

《 熱中症の症状と重症度の分類 》

分類	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常では現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、 経口的に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
II度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下(JCS≤1)		医療機関での診察が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労
III度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む ○中枢神経症状(意識障害JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) ○肝・腎機能障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) ○血液凝固異常		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを使い)、呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK

II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐに病院へ搬送する(周囲の人が判断)



III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診察・検査により診断される

[日本救急医学会熱中症分類2015]

②感染症 (新型コロナウイルス感染症以外)

児童生徒が集団生活を営む場である学校は、感染症が発生した場合、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすことになります。そのため、学校の管理体制の構築や、医療機関等との連携強化などにより、学校における感染症の発生予防とまん延防止を図ることが必要です。また、感染症の早期発見や学校保健安全法に基づく出席停止等の報告にあたり、「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用するようにしてください。

なお、感染症対策を行う際、感染症に罹患又はその疑いのある児童生徒が、差別や偏見の対象となることがないように十分な配慮をすることも重要です。

【事前の危機管理】

- 日常の保健指導や健康観察の徹底
- 法的根拠に基づいた学校環境衛生管理の徹底
- 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【危機発生時の危機管理】

- 出席停止や臨時休業の検討
- 関係機関(保健所や健康福祉センター、学校医等)や県教育委員会への報告
- 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力
- り患者の経過確認

【事後の危機管理】

- 臨時の健康診断や環境衛生検査の実施
- 教職員間での情報共有、児童生徒や保護者への周知
- 報告書の作成及び送付
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

③感染症（新型コロナウイルス感染症）

新型コロナウイルス感染症の感染予防については、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること）などの実施がとて重要です。

また、「3密」（密集、密接、密閉）を避けることも重要であり、集団感染は、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」という共通点があります。できるだけ、そのような場所に行くことを避け、やむを得ない場合には、マスクをするとともに、換気をする、大声で話さない、相手と手が触れ合う距離での会話は避ける（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を空ける）、といったことに心掛けてください。

学校は、管轄の保健所や学校医・学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、教職員の共通理解を図りながら新型コロナウイルス感染症対策や学校環境衛生の整備に努めてください。

なお、感染症対策を行う際、感染症に罹患又はその疑いのある児童生徒が、差別や偏見の対象となることがないように十分な配慮をすることも重要です。

【事前の危機管理】

- 日常の保健指導や健康観察の徹底
- 管轄の保健所や学校医・学校薬剤師等との連携
- 法的根拠に基づいた学校環境衛生管理の徹底
- 校内の消毒等に使用する衛生資材の準備

【危機発生時の危機管理】

- 出席停止や臨時休業への対応
- 関係機関（管轄の保健所や学校医・学校薬剤師等）との情報共有や県教育委員会への報告
- 保護者への連絡
- 保健所の調査への協力
- 学校施設の消毒
- 学校等欠席者・感染症情報システムへの入力
- り患者の経過確認

【事後の危機管理】

- 健康観察の徹底や学校環境衛生の整備
- 教職員間での情報共有、児童生徒や保護者への周知
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

④光化学スモッグ

春から夏にかけての時期で、日差しが強い、気温が高い、風が弱いといった条件下にある日には光化学スモッグが発生しやすく、光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、頭痛がする、のどが痛い等の症状を引き起こします。

このため、平常時から児童生徒に対する保健指導や学校における体制整備を行うことが必要です。

また、発生時においては、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を実施することが重要です。

なお、光化学スモッグにより児童生徒に健康被害が発生した場合、適切な回復措置を講ずるとともに、被害の大小にかかわらず、直ちに教育委員会に状況を報告するようにしてください。

【事前の危機管理】

- 光化学スモッグの発生情報の収集
- 保健指導の実施
- 授業や学校行事等の見直し（変更・中止）

【危機発生時の危機管理】

- 応急処置の実施
- 医療機関受診の要請

【事後の危機管理】

- 対策本部の設置（開催）※状況による。
- 保護者への説明
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

⑤食物アレルギー

学校には食物アレルギーをはじめ各種のアレルギー疾患を有する児童生徒が多数在籍しています。学校において管理が必要な児童生徒については「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の活用を徹底し、当該指導表に基づく個別の対応方針を全教職員で情報共有してください。また、既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することもあることから、全ての学校において全教職員がアレルギー疾患について理解し、緊急時の適切な対応を身に付ける必要があります。

本資料においては「食物アレルギー」についてのみ掲載していますが、動物や医薬品等のアレルギーや原因が特定できない場合についても同様の対応が必要です。

【事前の危機管理】

- 児童生徒の実態把握
- 情報共有と校内体制の整備
- 日常の取組の確認

【危機発生時の危機管理】

- 状況の把握
- 救急車の要請やエピペン®の使用

【事後の危機管理】

- 保護者への説明
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

⑥学校給食における食中毒

学校給食においては、学校給食衛生管理基準に基づく調理や、正しい手洗い、身支度などによる教室での衛生管理が不可欠です。また、食品を扱う教科等での授業において、児童生徒が手洗い、身支度、食品の衛生的で安全な取扱いができるよう、指導が必要です。

ウイルス性食中毒については、発症者の嘔吐物や下痢便を介した二次汚染のおそれがあるため、食中毒発生の探知後速やかに校内の消毒を行うなど、二次汚染防止の対応をとるようにしてください。

【事前の危機管理】

- 児童生徒の実態把握
- 情報共有と校内体制の整備
- 日常の取組の確認

【危機発生時の危機管理】

- 状況の把握
- 救急車の要請

【事後の危機管理】

- 保護者への説明
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

⑦学校給食等における異物混入

異物混入は、学校生活の中では給食によるものが多数を占めていますが、宿泊学習等校外活動において発生する可能性もあります。特に健康被害を及ぼす可能性のある異物については、児童生徒の安全確保を第一に、発生時の適切な対応と再発防止の徹底に努めてください。

【事前の危機管理】

- 学校給食の衛生管理の徹底
- 情報共有と校内体制の整備
- 日常の取組の確認

【危機発生時の危機管理】



- 状況の把握
- 救急車の要請

【事後の危機管理】

- 保護者への説明
- ヒヤリハット事例の報告・共有
- 再発防止に向けての対応策の検討及び共有

◆ 情報収集先

	情報収集先	URL	QRコード
熱中症	○全国版救急受診アプリ 愛称「Q助」【総務省消防庁】 *アプリを登録し、救急車を呼ぶかどうか迷わないよう事前に体験するようにしてください。	https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html	
	○熱中症予防情報サイト【環境省】	http://www.wbgt.env.go.jp/	
感染症	○感染症情報【厚生労働省】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html	
	○新型コロナウイルス感染症に関する情報【栃木県】	https://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/kouhou/korona.html	
光化学スモッグ	○とちぎの青空【栃木県】	https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyuu/hozen/aozora.html	
食物アレルギー	○リウマチ・アレルギー対策【厚生労働省】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ryumachi/index.html	

	情報収集先	URL	QRコード
食中毒	○食中毒【厚生労働省】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/index.html	
異物混入	○健康危機・健康被害への対応【厚生労働省】	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043237.html	





マニュアル作成の留意事項(熱中症)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	WBGT測定器による計測	<p>◆気温・湿度等の計測⇒計測して終わりではない</p> <p>○気温が高い、湿度が高い、風が弱いなど「環境」の要因により熱中症は発生しやすいため、夏季のみでなく、ゴールデンウィーク、梅雨、秋晴れの時期なども、行事等の前には計測し、その結果を教職員や部活動指導者等に周知する。</p>
	保健指導の実施	<p>◆体調の確認</p> <p>○寝不足による体調不良、腹痛やインフルエンザ等による水分不足など、「からだ」の要因により熱中症は発生しやすいため、行事等を行う場合は、児童生徒の体調を確認し、水分補給などの指導を行う。</p>
	測定の結果による行事等の見直し(中止・計画変更)	<p>◆計画の見直し</p> <p>○熱中症事故の防止のため、WBGT 28℃以上では持久走や激しい運動は避けるとともに、WBGT 31℃以上では部活動等の運動は原則中止し、適切な措置を講じる。</p> <p>○全校集会や部活動などを校庭や体育館などで行う場合、「熱中症予防運動指針(日本スポーツ協会)」に基づき、学校行事等の中止や実施場所や方法の変更など計画の見直しを行う。</p>
発生時の危機管理	応急処置の実施	<p>◆応急処置</p> <p>○高体温や意識障害が見られる等の重度の場合は、氷水に全身をつける。</p> <p>○ホースで水をかける、扇風機などで強力に扇ぐ、冷房のある部屋に移しぬれたタオルを身体にあて扇風機で冷やす等、速やかに身体を冷やし、水分や塩分の補給を行う。</p>
	救急搬送要請	<p>◆救急搬送要請</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。</p> <p>○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。</p>
	病院へ搬送	<p>◆同行者の役割</p> <p>○病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果(熱中症の程度又は他の病気か)や病院での保護者とのやりとり内容等から、児童生徒の翌日の対応(入院か、通院か、登校可能か、様子を見て欠席か等)を確認する。</p> <p>○その内容を、対応責任者(管理職等)に報告する。</p>
事後の危機管理	保護者会開催の有無(複数の児童・生徒に症状がでた場合)	<p>◆重大な事故等の発生</p> <p>○複数の生徒児童が熱中症で救急搬送された、重篤な症状の児童生徒がいるなどの場合は、発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め保護者全体に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。</p>
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

感染症(新型コロナウイルス感染症以外)への対応

令和〇年〇月版

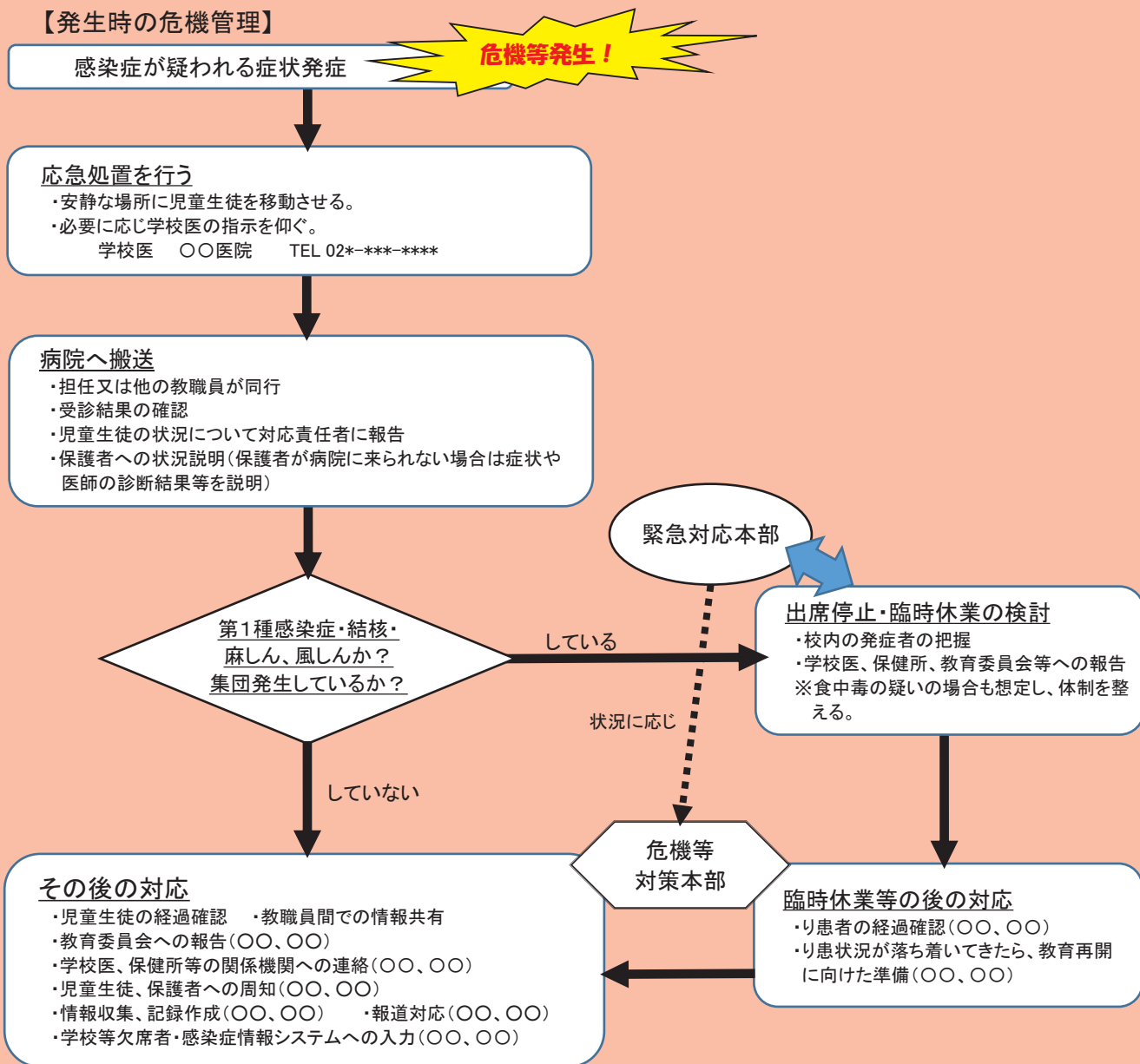
【対応方針】

- 学校において予防すべき感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症のまん延を防止するため、出席停止や臨時休業を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- 児童生徒に対する保健指導(手洗いの励行、衣服の清潔、予防接種の理解、自主的な欠席、保護者への啓発)
- 教職員による健康観察 地域における感染症の発生及び流行状況の把握
- 健康診断の結果の把握(結核、寄生虫卵検査、予防接種) 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室内の空気環境、日常点検・定期検査の実施)
- 校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 健康診断の実施 環境衛生検査の実施 再発防止策の検討 報告書の作成(状況による)
- 教職員間での情報共有 保護者への通知 学校保健計画等への反映
- 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(感染症(新型コロナウイルス感染症以外))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	保健指導・健康観察の徹底	<p>◆健康異常の早期発見と感染症予防の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康異常の早期発見に努め、感染症にり患した疑いがある場合は、医療機関の受診を勧めるなどの指導助言を行う。 ○感染症の予防に係る処置によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮しながら、学校における感染症の予防の適切な実施の確保を図る。
	学校環境衛生管理の実施	<p>◆法的根拠に基づいた実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校環境衛生基準」に定められた必要な事項について、計画的に日常点検・定期検査を実施する。また、学校保健安全法第5条に基づき、学校ごとに「学校環境衛生基準」に準拠した環境衛生検査計画を作成し、実施結果について記録を保存する。
	校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備	<p>◆事前準備の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普段、流行している感染症については、その病原体に応じた消毒等が実施可能である。下痢便や嘔吐物については、病原体を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理ができるよう使用する衛生資材を準備しておく必要がある。
発生時の危機管理	出席停止・臨時休業の検討	<p>◆法的根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。また、臨時休業後に授業を再開する場合には、児童生徒の欠席状況、り患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。 <出席停止：学校保健安全法施行令第6条> 出席停止の対象は、感染症にり患、り患している疑い、又はり患のおそれのある児童生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童又は中学校の生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒にあっては当該生徒にこれを指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健安全法施行規則で定める基準による。 <臨時休業：学校保健安全法第20条> 臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。
	関係機関への報告	<p>◆速やかな報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立学校は案件が発生した旨を速やかに保健所（県の広域（県西・県東・県南・県北・安足）健康福祉センター、宇都宮市にある学校については宇都宮市保健所）に通報し、県教育委員会に報告する。 ○市町立学校は案件が発生した旨を速やかに市町教育委員会に電話連絡するとともに、学校又は市町教育委員会のいずれか（当該市町教育委員会の取り決めによる。）は保健所に通報する。市町教育委員会は教育事務所に、教育事務所は県教育委員会に速やかに電話にて報告する。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	<p>◆情報の提供及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。 ○出席停止報告については、「学校等欠席者・感染症情報システム」上の報告とするので、別添「学校等欠席者・感染症情報システム等運用要領」を遵守する。また、同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。
事後の危機管理	健康診断・環境衛生検査の実施	<p>◆事後措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症が発生した時、疾病の有無について検査を行う必要がある時など、必要に応じて、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、臨時の健康診断や環境衛生検査を実施し、適切な事後措置を行う。
	報告書の作成 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告書を作成し、教育委員会に報告するとともに、危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

感染症(新型コロナウイルス感染症)への対応

令和〇年〇月版

【対応方針】

- 学校において新型コロナウイルス感染症について理解するとともに対応のための体制を整備する。
- 感染症の発生が疑われる場合、保健所や学校医・学校薬剤師等と連携し原因究明と再発防止に努める。
- 感染症の感染拡大を防止するため、出席停止等を行うなど適切な措置を講じる。

【事前の危機管理】

- 児童生徒に対する保健指導(手洗いの徹底、適切なマスクの着用、衣服の清潔、学校内の消毒、3密の回避、適度な距離の保持 等)
- 教職員による健康観察 □ 地域における新型コロナウイルス感染症の発生及び流行状況の把握
- 家庭での検温 □ 校外活動時の留意事項の確認
- 学校環境衛生管理の実施(飲料水、教室等の空気環境等の日常点検・定期検査の実施)
- 校内の消毒等に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状発症

危機等発生!

早退させる。早退まで待機が必要な場合は、本人や他の児童生徒に配慮し、空き教室等を利用する。

かかりつけ医等の医療機関に受診方法等について電話相談し受診

- ・必要に応じ学校医の指示を仰ぐ。
- 学校医 ○○医院 TEL 02*-****-****

かかりつけ医等に連絡できない場合、受診・相談センター(コールセンター)へ相談

- ・受診・相談センター TEL 0570-052-092 (24時間、土日・祝日含む)

緊急対応本部

危機等対策本部

PCR検査を受ける必要があるか?

必要なし

児童生徒の健康観察

必要あり

PCR検査

陰性

陽性

原則

学校教育活動の継続

- ・保健管理体制の整備
- ・学校内の消毒 等

濃厚接触者等あり

PCR検査

陰性

陽性

濃厚接触者等なし

保健所が校内の濃厚接触者・接触者を特定

校内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校の一部又は全部臨時休業
(保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ検討、判断)

その後の対応

- ・児童生徒の経過確認
- ・教職員間での情報共有
- ・学校欠席者、感染症情報システムへの入力(〇〇、〇〇)

その後の対応

- ・児童生徒の経過確認
- ・教職員間での情報共有
- ・差別や偏見、いじめ等の防止
- ・教育委員会への報告(〇〇、〇〇)
- ・学校医、保健所等の関係機関への連絡(〇〇、〇〇)
- ・児童生徒、保護者への周知(〇〇、〇〇)
- ・情報収集、記録作成(〇〇、〇〇)
- ・報道対応(〇〇、〇〇)
- ・学校等欠席者、感染症情報システムへの入力(〇〇、〇〇)

【事後の危機管理】

- 健康観察の徹底 □ 学校環境衛生の整備 □ 再発防止策の検討 □ 教職員間での情報共有
- 保護者への通知 □ 学校保健計画等への反映 □ 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(感染症(新型コロナウイルス感染症))

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	健康観察の徹底	<p>◆児童生徒の健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校への登校前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認する。また、登校時には、「健康観察シート」を活用して健康状態を確認する。 ○スクールバスを利用する児童生徒については、バス乗車前に健康状態を確認する。
	感染症対策の徹底	<p>◆日常の感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こまめな手洗いや教室等の換気、マスクの着用、学校内の消毒、3密の回避等を徹底する。マスク着用については、気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなど、適切に対応できるよう指導する。
	学校内の消毒に使用する衛生資材の準備	<p>◆事前準備の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○常時学校環境衛生を良好に保つため、消毒に使用する製品を準備しておく必要がある。なお、消毒を行うに当たっては、使用する製品の有効性や安全性等について、取扱説明書等を確認の上適切に行う。学校薬剤師等と連携することも重要となる。
発生時の危機管理	児童生徒が感染者となった場合の対応	<p>◆速やかな報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○案件が発生した旨を速やかに保健所及び教育委員会に報告する。 <p>◆保健所との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所と対応する教職員を決定するとともに、保健所が行う調査に協力する。また、保健所の指導内容及び対応状況については、速やかに教育委員会に報告する。 <p>◆出席停止(学校保健安全法第19条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該児童生徒は治癒するまで出席停止となる。 <p>◆学校の臨時休業等について(学校保健安全法第20条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の設置者が、保健所等の見解を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について、検討し、臨時休業の要否を判断する。また、学校は、児童生徒に対する学習支援の準備や相談体制等を整えることとともに、臨時休業等について緊急メール等を活用し保護者あて連絡する。 <p>◆学校内の消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。当該児童生徒が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液を使用して消毒する。
	児童生徒が濃厚接触者となった場合の対応	<p>◆出席停止(学校保健安全法第19条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該児童生徒は出席停止とし、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間と示されている。 <p>◆児童生徒の健康観察</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	<p>◆情報の提供及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。
事後の危機管理	健康観察の徹底・環境衛生の整備等	<p>◆事後措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を防ぐため、児童生徒の健康観察を徹底するとともに、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、環境衛生の整備に努める。 ○差別や偏見、いじめ等の防止に努める。
	再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

光化学スモッグへの対応

令和〇年〇月版

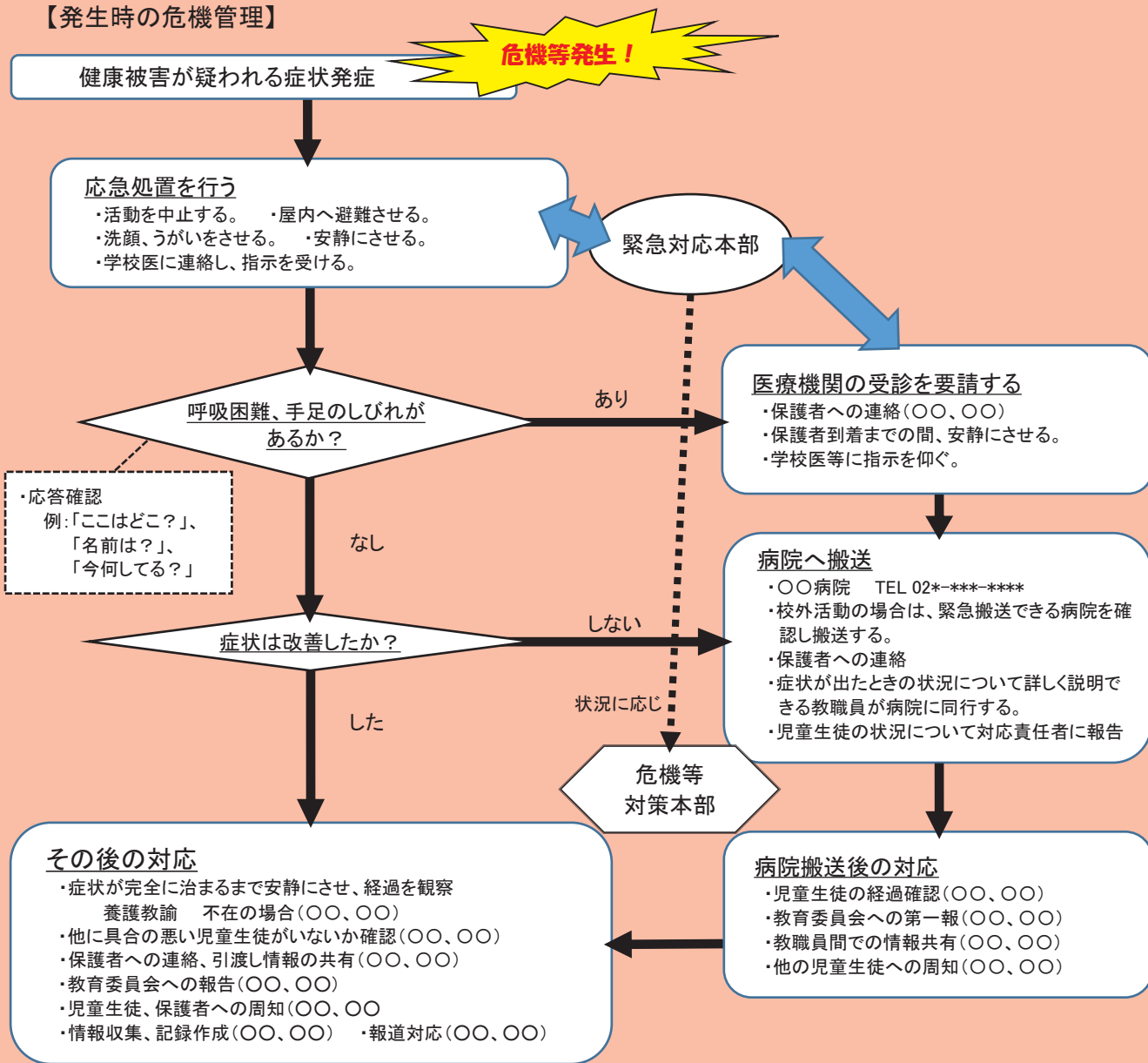
【対応方針】

- 学校における体制を整備し、発生しやすい気象条件の確認や発生等の情報の把握に努める。
- 発生時は、屋外活動や運動等を中止するなど、速やかに被害防止のための対策を行う。
- 健康被害が確認された場合、学校医の指導を受けるなどして、適切な回復処置を行う。

【事前の危機管理】

- 連絡方法の確保・確認
- 気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得 保健指導の実施
- 応急手当に必要なものの準備 授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)
- 夏期休業中の体制整備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機等対応の検証 再発防止策の検討 報告書の作成 教育委員会への報告
- 教職員間での情報共有 保護者会の開催(被害が出た場合)
- 危機管理マニュアルへの反映 ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(光化学スモッグ)

	項 目	各 項 目 に お け る 留 意 事 項								
事前の危機管理	気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得	<p>◆気象情報の確認</p> <p>○日差しが強い・気温が高い・風が弱い⇒発生しやすい。</p> <p>◆発生情報の確認</p> <p>○「とちぎの青空」(栃木県ホームページ)及び「大気環境情報システム」により、県内の大気環境や注意報等の発令に関する情報を把握する。また、把握した情報を学校全体に周知する。</p>								
	保健指導の実施	<p>◆児童生徒への指導</p> <p>○光化学スモッグについて理解させるとともに、常に自分の健康状態を知り、異常のある場合は進んで申し出るよう指導する。</p> <p>○光化学スモッグの情報に十分留意し、児童生徒が自主的に適切な対処ができるよう指導する。</p>								
	授業や学校行事等の見直し(中止・計画変更等)	<p>◆時間割や開催時期の調整</p> <p>○光化学スモッグの発生しやすい時期の屋外での授業等の取扱いについては、午前中に履修させるなど配慮する。</p>								
発生時の危機管理	応急処置の実施	<p>◆緊急時等の措置</p> <p>○速やかに校内放送等により、屋外における運動その他の諸活動を中止して屋内に退避させるとともに、風向きに注意して窓を閉じ、予防措置として洗眼・うがい等を行わせる。なお、注意報等の発令区分により、屋内での運動も中止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">発 令 の 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">注 意 報</td> <td>光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 報</td> <td>光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重大緊急報</td> <td>光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 令 の 基 準	注 意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	警 報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
	区 分	発 令 の 基 準								
注 意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
警 報	光化学オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。									
医療機関受診を要請	<p>◆受診の判断</p> <p>○洗眼・うがい等をしても症状が良くならない時や呼吸困難、手足のしびれなどの症状がある場合は、すぐに医師の診察を受けるよう保護者等に要請する。</p>									
事後の危機管理	保護者会等の実施(被害が出た場合)	<p>◆すべての保護者に対する説明</p> <p>○児童生徒が救急搬送されたり、重篤な健康被害が生じたりした場合は、発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含めすべての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。</p>								
	危機等対応の検証再発防止策の検討ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>								

食物アレルギーへの対応

令和〇年〇月版

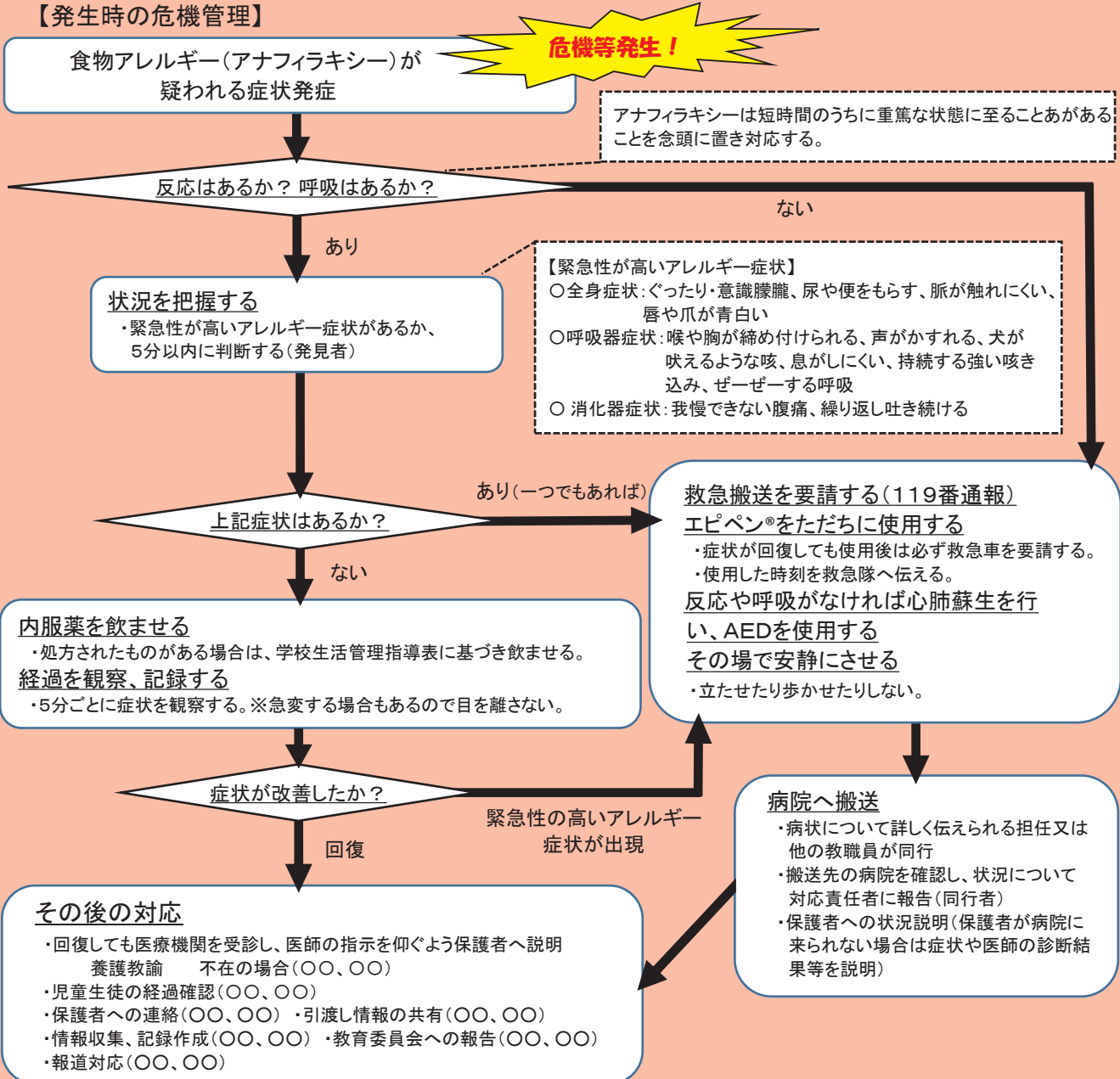
【対応方針】

- 既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、初めて食したものに反応したり、運動に誘発されたりして発症することを教職員が理解しておく。
- アレルギー疾患対応委員会を設置するなど、校内組織で対応する。

【事前の危機管理】

- 保健調査等による把握
- 学校生活管理指導表に基づく管理(保護者面談の実施)
- アレルギー疾患対応委員会の開催(個別の取組プランや緊急時の対応についての検討)
- 全教職員への情報共有
- 校内研修の実施(エピペン®練習用トレーナーやDVDの活用)
- 消防署等関係機関との連携
- 日常の取組の確認

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(食物アレルギー)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	児童生徒の実態把握	<p>◆保健調査等による把握</p> <p>○アレルギー疾患があり、管理・配慮が必要な児童生徒を保健調査票などにより把握する。入学直後から対応できるよう調査の時期に配慮する。</p> <p>◆学校生活管理指導表に基づく管理</p> <p>○食物アレルギーを有する児童生徒については「学校生活管理指導表」の提出を求め、主治医の指示に基づき「個別の取組プラン(案)」を作成する。保護者の要望のみによる対応は行わない。</p> <p>◆アレルギー疾患対応委員会の開催</p> <p>○学校生活管理指導表や保護者面談で得られた情報を元に作成された「個別の取組プラン(案)」や緊急時の対応を検討する。検討した内容を保護者に説明し同意を得る。</p>
	情報共有と校内体制整備	<p>◆全教職員への情報共有</p> <p>○一部の教職員だけ知っていても緊急時に対応できないため、個別の取組プランの共通理解を図る。エピペン®の保管場所等(例:かばんのポケット内等)についても詳細に確認し、情報の共有を図る。</p> <p>◆校内研修の実施</p> <p>○既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応することや運動により誘発されること、または食物以外(動物等)に反応することもあるため、全教職員がアレルギー疾患に関する基礎知識を持ち、適切に対応できるよう、エピペン®練習用トレーナーやDVDを活用した実践的な研修を定期的に行う。</p> <p>◆地域の消防署等関係機関との連携</p> <p>○教育委員会や消防機関に確認の上、情報提供等(エピペン®所持者については保護者の同意を得て)の連携を図る。</p>
	日常の取組の確認	<p>◆給食における対応</p> <p>○献立の作成から提供まで、複数でのチェックを行うなど徹底した管理体制を構築し、配膳、おかわり等のルールを決めておく。</p> <p>◆食物を扱う授業や宿泊学習等における対応</p> <p>○事前の対策を整えるとともに、貴重な体験の機会を不必要に制限することなく活動でき、他の児童生徒からの理解も得られるよう教育的配慮を行う。(動物等のアレルギーについても同様)</p>
発生時の危機管理	食物アレルギーの症状・アナフィラキシーの発症	<p>◆状況の把握</p> <p>○意識障害の有無やアレルギー症状について確認し、原因食物を食べたか・触れたか、運動していたか等の状況を確認する。</p>
	救急搬送要請及びエピペン®の使用等	<p>◆救急搬送要請等</p> <p>○救急搬送を要請するとともに、学校生活管理指導表等に基づき適切に対応する(エピペン®の使用や処方箋医薬品の服薬等)。</p> <p>○救急車到着の際、児童生徒がいる場所まで案内するとともに、症状やエピペン®を使用した時刻や処置経過等を救急隊に伝えられるようする。</p>
	病院へ搬送	<p>◆同行者の役割</p> <p>○「学校生活管理指導表」「保健調査票」「給食の献立表」等を持参し、児童生徒の情報を医師に伝える。診断結果(原因食物)や指示事項等を確認し、その内容を対応責任者に報告する。</p>
事後の危機管理	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆重大な事故等の発生(救急搬送や誤食)</p> <p>○誤ってアレルギー食物を食べた場合は、症状が軽い、又は発症しなかったとしても、重大な事故と捉え、再発防止の徹底に努める。</p> <p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>

学校給食における食中毒への対応

令和〇年〇月版

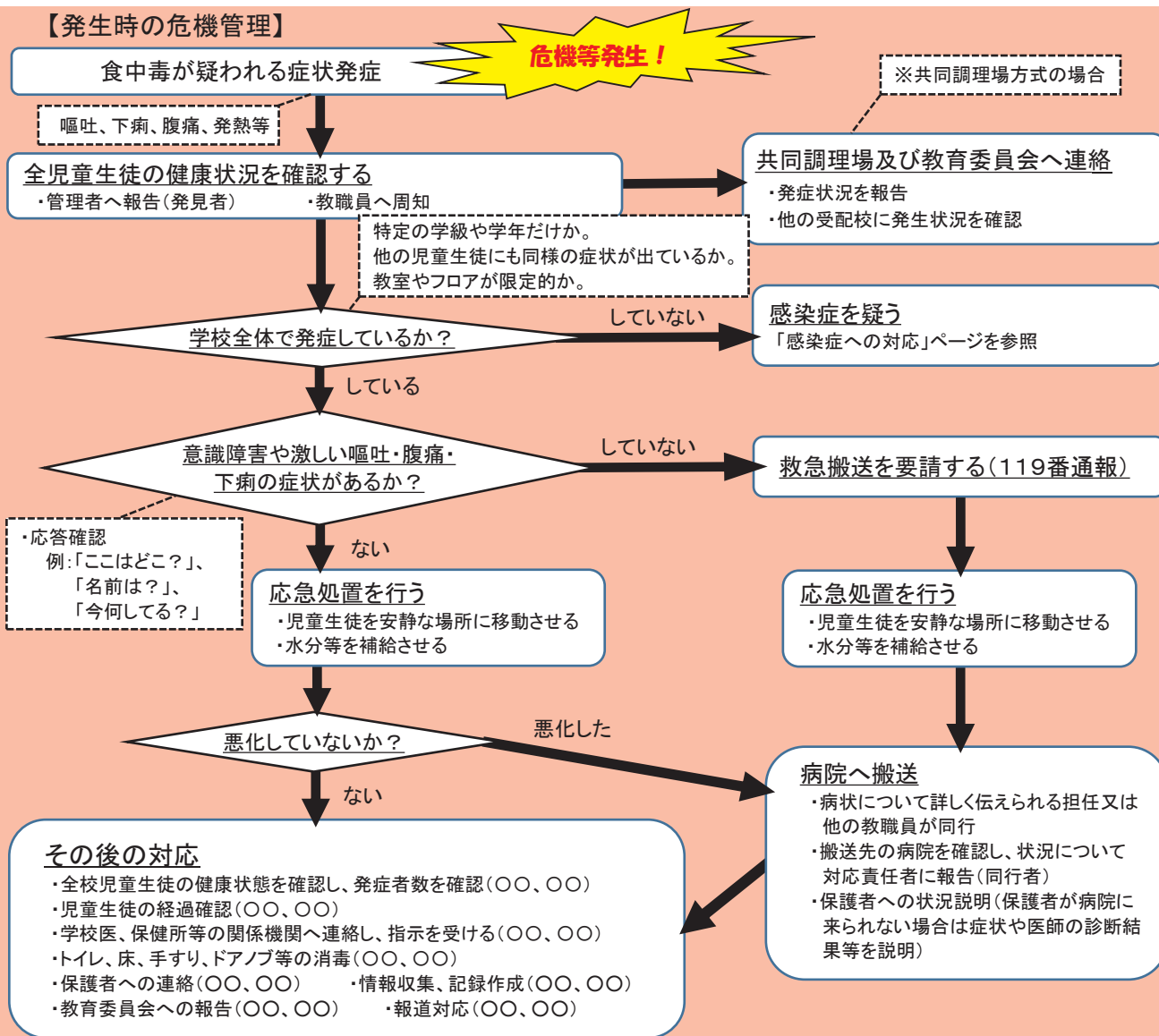
【対応方針】

- 調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき調理を行う。
- 学校においては、児童生徒や教職員の健康管理を行い、給食指導や給食に係る施設設備の衛生管理を行う。
- 食中毒の集団発生が疑われる場合、関係機関と連携して原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 学校給食の衛生管理を徹底するための体制整備とその適切な運用
- 学校給食衛生管理基準に準じた学校給食施設・設備の衛生管理
- 学校給食衛生管理基準に準じた調理の過程等における衛生管理
- 学校給食関係者の衛生管理の徹底と安全な学校給食の実施
- 児童生徒及び教職員の健康管理
- 児童生徒に対する健康教育(食に関する指導)の実施
- 学校給食に係る施設・設備(配膳室や配膳台等)の衛生管理
- 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器の処理に使用する衛生資材の準備

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 健康観察の実施
- 臨時衛生検査の実施
- 保護者会の開催
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映

マニュアル作成の留意事項(学校給食における食中毒)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	<p>◆衛生管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長(共同調理場長)の責任の下、「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底する。 ○施設・設備、調理の過程それぞれの日常及び定期的点検により、食中毒発生の防止に万全を期す。
	健康教育・健康観察の徹底	<p>◆児童生徒への健康教育(食に関する指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帽子・マスク・白衣など給食当番にふさわしい身支度を整え、きちんと手洗いし、安全、衛生に気をつけ配膳するよう指導する。 <p>◆児童生徒及び学級担任等の健康観察の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食当番の健康観察については、配膳指導を行う教員とともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐など感染症の症状がないことを確認し、記録する。
	校内の消毒に使用する衛生資材の準備	<p>◆消毒用衛生資材の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○嘔吐物や下痢便について、ウイルス等を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理できるよう、次亜塩素酸ナトリウム水溶液や使い捨て手袋、マスク等の衛生資材を準備する。
発生時の危機管理	救急搬送要請	<p>◆緊急搬送要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。 ○なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないように、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Q助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。
	関係機関への連絡	<p>◆学校医、保健所、教育委員会への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診断の必要があるとされた場合には、学校医又は医師の診断を受けさせる。 ○疑いの場合でも管轄する保健所へ速やかに連絡し、教育委員会にも報告を行う。(様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」令和2(2020)年4月1日付け学安第8号)
	症状発生者対応後	<p>◆臨時休業等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校医の意見を参考に、臨時休業の検討を行う。 <p>◆保護者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の一斉メール等を活用し、速やかに保護者に対し状況を説明する。 <p>◆保健所への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所が行う聞き取り調査や検便等に協力する。 <p>◆学校内の消毒の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食調理室をはじめ、トイレや床、発症者が触れた可能性のある箇所は次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒を行う。 <p>◆具合が悪化した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○急に様態が変化した場合は、救急搬送を要請する。
	学校等欠席者・感染症情報システムへの入力	<p>◆学校等欠席者・感染者情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校等欠席者・感染症情報システム運用要領に従い、システムに状況を入力する。
事後の危機管理	保護者会等の実施	<p>◆すべての保護者への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め全ての保護者に説明(通知)を行い、保護者の不安の払拭に努める。
	報告書の作成	<p>◆食中毒の終えん</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食中毒が終えんした際にも、様式1「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により県教育委員会に報告する。
	危機等対応の検証 再発防止策の検討 ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。 ○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。

学校給食等における異物混入への対応

令和〇年〇月版

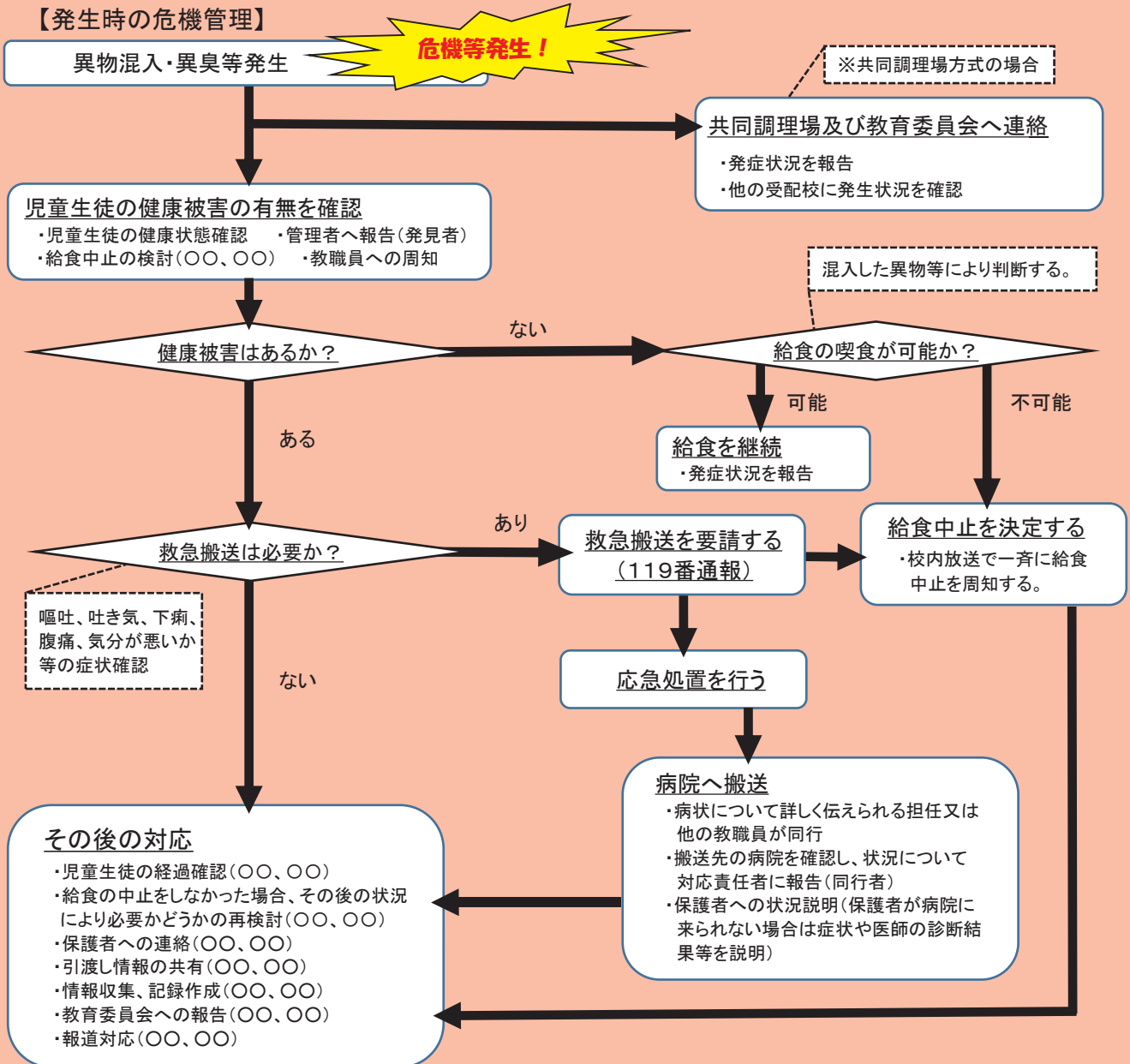
【対応方針】

- 調理場においては、食中毒防止と同様、学校給食衛生管理基準に基づき防止に努める。
- 発生時の関係機関への連絡体制を整え、混入があった場合は、児童生徒の健康被害の有無を確認するとともに、関係機関へ速やかに報告する。
- 関係機関と連携し、原因究明と再発防止に努める。

【事前の危機管理】

- 物資選定委員会等を設け、衛生上信頼のおける業者を選定
- 食材納入時の立ち会い及び検収の徹底
- 学校給食衛生管理基準に準じた施設・設備の衛生管理と調理の過程等における衛生管理
- 責任者による給食30分前の検食の実施と異物混入が発生した場合の連絡体制の整備
- 配膳室等給食の保管場所の施設と教室での配膳における学級担当等の管理・指導

【発生時の危機管理】



【事後の危機管理】

- 危機対応の検証
- 再発防止策の検討
- 報告書の作成
- 教職員間での情報共有
- 危機管理マニュアルへの反映
- ヒヤリハット事例への反映
- 保護者への通知文の発出

マニュアル作成の留意事項(学校給食等における異物混入)

	項目	各項目における留意事項
事前の危機管理	学校給食の衛生管理の徹底	<p>◆物資選定委員会</p> <p>○食品選定のための委員会等を設ける等により、衛生上信頼のおける業者を選定する。</p> <p>◆検収の徹底</p> <p>○食材納入時に立ち会い、検収を徹底する。</p> <p>◆学校給食衛生管理基準に準じた異物混入の防止</p> <p>○危機管理マニュアルや異物混入チェックリスト等を作成し、点検・記録する。</p>
	学校(教室)等における防止策	<p>◆連絡体制の整備</p> <p>○異物混入の判明時期にどのように対応するか想定し、連絡体制を整えておく。</p> <p>◆検食の実施</p> <p>○責任者(校長等)は原則児童生徒の給食開始30分前に検食を行い、異味異臭など異状の早期発見に努める。</p> <p>◆給食の管理体制</p> <p>○配膳室等配膳場所は給食時間まで施錠を行い、教室での配膳は、学級担任等の管理・指導のもと、異物が混入しないよう注意して行う。</p> <p>◆混入時の児童生徒への指導</p> <p>○児童生徒が給食を食べる際には、異物が入っていないか注意させるとともに、異物があった場合は直ちに学級担任等へ報告するよう指導する。</p>
発生時の危機管理	異物の確認と児童生徒の状況確認	<p>◆異物の混入状況確認</p> <p>○健康被害がある異物なのか、複数の児童生徒に混入していないか、状況を確認する。</p>
	喫食の停止	<p>◆喫食停止の判断</p> <p>○異物の内容が児童生徒の健康に影響を及ぼすと考えられる場合、又は健康被害はないものの同一の異物が大量に混入していた場合、原因不明の異物の場合には、直ちに全児童生徒の混入した料理の喫食を中止する。</p> <p>※共同調理場方式受配校の場合は、共同調理場及び教育委員会へ報告する。</p>
	混入のあった児童生徒の健康状態確認	<p>◆病院への搬送判断</p> <p>○健康観察の結果、必要に応じて学校医・保護者への連絡及び病院への搬送を行う。</p> <p>○救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。</p> <p>◆応急処置・経過観察</p> <p>○病院への搬送の必要が無かった場合においても、経過を観察し、保護者へ連絡する。</p>
	原因究明の措置	<p>◆異物混入のあった給食の保管</p> <p>○原因究明のため、児童生徒から混入の状況を聴取記録し、混入があった給食は発見時のまま保管し、調理場へ戻す。</p> <p>◆原因究明</p> <p>○調理場は、異物がいつ混入したのか異物により判断し、食材由来の場合は納入業者へ連絡し、他へも同じ食材を納入している場合は他の納入先にも連絡するよう指示する。</p>
事後の危機管理	関係機関等への報告等(児童生徒の健康に影響を及ぼす場合、又は、健康被害の可能性が低いものでも大量に混入していた場合)	<p>◆教育委員会への報告</p> <p>○状況に応じて教育委員会、保健所等の指導助言を受け、当日及び翌日からの対応を決定する。</p> <p>◆健康被害があった児童生徒及び保護者への説明と謝罪</p> <p>○児童生徒及び保護者に対し説明及び謝罪を行う。</p> <p>◆全ての保護者へ報告と説明</p> <p>○保護者会、文書等により説明を行う。</p>
	危機等対応の検証再発防止策の検討ヒヤリハットの反映	<p>◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有</p> <p>○危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。</p> <p>○ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。</p>